小規模高齢者施設における 防火対策と耐震対策

~認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護~

2010.03



本報告書は、厚生労働省による平成 21 年度老人保健事業推進費等補助金を受けて、当協会が行った「小規模高齢者施設における防火対策・耐震対策に関する研究」の成果を取りまとめたものです。

建物の安全性という観点から喫緊に対策を講じるべき課題として、本研究では認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護における防火対策と耐震対策を取り上げました。前者については、2006年1月の長崎大村市における認知症高齢者グループホームでの火災を受けて、消防法が2009年4月に改正されています。後者については、1995年の阪神・淡路大震災を契機として重要性が認識されるようになり、2005年の構造耐震偽装事件でさらに広く知られるようになりました。

近年、高齢者施設では家庭的な環境が重要視され、居住性が確保されつつあります。今後は、安全性の確保にも努め、居住性と安全性の両立を目指すことになります。この考え方は新築型でも改修型でも同じです。もちろん、安全性は建築空間や消防設備によってのみ保障されるものではありません。施設の運営体制が何よりも重要です。

これらを鑑み、本研究では全国認知症高齢者グループホーム協会と小規模多機能型居宅介護事業者連絡会のご協力を得ながら、調査を進めました。事業者と設計者が互いの立場を理解したうえで、安全性と居住性の両立を考える際の手引として役立てて頂ければ幸いです。

末筆になりましたが、本研究にあたってアンケート調査 ならびに実地調査にご協力いただいた各位に厚く御礼申し 上げます。

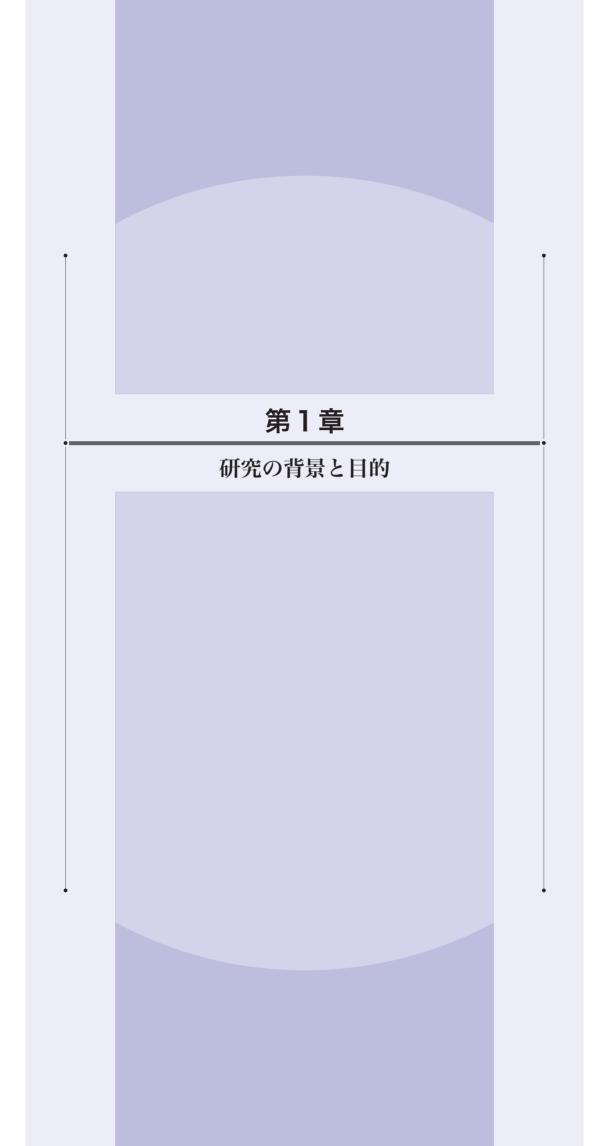
2010年3月31日

社団法人 日本医療福祉建築協会 会 長 長 澤 泰

目 次

第1章 研究の背景と目的		5
1. 研究の背景		6
1-1 長崎県大村市 認知症	高齢者グループホーム火災	
1-2 家庭的な環境の重要性	生	
1-3 消防法改正の概要		
1-4 高齢者施設の耐震性硫	雀 保	
2. 調査研究の目的と概要]	10
第2音 小規模高齢者施設にお	ける安全対策の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1-1 調査の目的	•	
1-2 調査方法		
1-3 分析データ数		
2. アンケート結果]	13
2-1 施設の概要		
2-2 建物について		
2-3 防火管理体制		
2-4 消防設備等		
3. まとめ		31
第3章 安全性確保に関する考	え方	39
1. 安全性を担保する三つの	手法 -防火管理・建築空間・消防設備 4	40
2. 居住性と安全性の両立		11
		40
1. 防火安全対策の全体像		14
2. 関連法規の枠組み		46
3. 関連法規の改正		47
3-1 火災と法改正		
3-2 消防法改正の詳細		- 0
4. 消防設備	Ę	οÜ
4-1 誘導灯・誘導標識		
4-2 消火器		
4-3 自動火災報知設備	1. /// +n /m = in /m	
4-4 消防機関に通報するク	火 災	

	5. ス	プリンクラーの基礎知識		52
	5-1	設置義務と緩和規定		
	5-2	一般的なスプリンクラーの	D仕組み	
	5-3	水道直結式スプリンクラ-	- 一仕組みと特徴ー	
	5-4	水道直結式スプリンクラ-	湿式と乾式-	
	5-5	設置費用と設置交付金		
	5-6	事業を継続しながら施工で	する場合の留意点	
	5-7	スプリンクラー設置免除規	見定の詳細	
	6. 防	火対策としての空間整備		59
	6-1	建築基準法上の用途		
	6-2	確認申請の有無(既存改修	多の場合)	
	6-3	遵守すべき各種規定と防力	火管理体制	
	7. 防	火管理体制の構築		63
	7-1	防火管理者の役割と責務		
	7-2	火気管理		
	7-3	防炎物品・防炎製品		
	7-4	避難訓練		
	7-5	そのほか		
第	5章	耐震性能の確保		65
	•			
	1-1	新耐震基準		
	1-2	耐震改修促進法		
	1-3	既存建物を転用する場合の	D手順	
	1-4	増築時の手順		
釺	16章	事例紹介		69
•	えにし	認知症高齢者グループホーム		70
	やたの	認知症高齢者グループホーム		74
				78
	大畑の	家 サテライト型特別養護老人ホーム	+ 小規模多機能型居宅介護	82
	だいた		+ ユニット型小規模特別養護老人ホーム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	余香庵	小規模多機能型居宅介護		90



1 研究の背景

1-1. 長崎県大村市 認知症高齢者グループホーム火災

2006年1月、長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」で火災が発生し、7名の高齢者が亡くなりました。

火災の概要は右頁に示す通りです。多くの要因が重なって大惨事になったと推察されており、指摘される要因としては以下のようなものがあげられています。火気管理が適切でなかった、火災発生後の職員の対応が適切ではなかった、職員の仮眠場所が適切でなかった、避難訓練が実施されていなかった、消防署への通報に時間がかかった、火元と考えられるソファが防炎加工品ではなかった、居室の窓が腰窓であった、火災報知設備がなかった、スプリンクラーが設置されていなかった、住宅地から離れた立地であったため近隣の協力が得られなかった、消防水利(公設消火栓)までの距離が遠かった、などです。

この火災は小規模福祉施設でのスプリンクラー設置を義務 (例外規定あり) づけた ものとして語られることが多いようですが、防火管理体制全般を見直すものとして記 憶にとどめることが肝要です。

1-2. 家庭的な環境の重要性

介護を必要とする高齢者の居住施設や通所施設は 1990 年代に入り大きな変革期を迎えました。ケアのあり方は集団処遇から個別ケアへと転換され、それに呼応してハードも病院モデルから居住モデルへと変わってゆきます。特別養護老人ホームでは個室化とユニット化が実現されましたが、認知症高齢者グループホームではより家庭的な環境が目指されました。畳や縁側といった住宅空間の再現と床座をはじめとする低い視線での生活、襖や障子を多用した曖昧な領域性の再現、車いす一辺倒ではない移動形態を可能にする空間などです。こういった空間を認知症高齢者のためのグループホームとして一から建設するのではなく、既存の民家を転用することで実現しようとする動きがあり、そのような認知症高齢者グループホームが数多く誕生しました。この動きは宅老所、認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護でも見受けられます。

地域の資源を有効に活用できること、建物そのものが地域住民に認知されていること、地域の生活習慣や作法が建物に組み込まれていること、このように民家のもつ環境が認知症高齢者にとって有効であることは論を待ちませんが、住宅として建設されたものですから、高齢者施設が備えるべき性能を満たしていないことがままあります。改修費用の問題や工事によって伝統的な建築工法や造作が損なわれるのではないかとの危惧に加えて、建築基準法や消防法に基づく用途の解釈が統一化されていなかったこともあり、建物に手を加えることなく事業開設に至るケースが多くあったことは否めません。その結果、新築型と比べて改修型は防火性、耐火性、耐震性などに課題がある事例が散見されます。

こういった流れのなかで、長崎県大村市の火災は発生しました。長崎県の認知症高

■ 事故の経過と原因

「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」(委員長:室崎益輝・独立行政法人消防研究所理事長)の報告^{注)}等によると、事故の経過および原因は以下のとおりです。

- 1.1月8日(日)午前2時19分ごろ、職員休憩室で寝込んでいた女性職員(施設長)がパチパチという音で目が覚め、共用室のドアを開けたところ、ソファなどが燃え、炎が天井に達しているのを発見した。
- 2. 共用室西側に設置してあった粉末消火器で消火を試みたが消火できず断念し、西側通路を通って南側勝手口の鍵を開け、助けを求めに西側の県道に向かった。
- 3. 通りかかったトラックを止め、運転手の携帯電話で2時25分に110番通報をした。 消防署への通報は警察経由で行われた。
- 4. 通報後、職員はホームへ戻ったが、建物に進入することができず、倉庫から鍬を持ち出し、駆けつけた機動捜査隊の警察官と協力してペアガラスの窓を割り、居室3、4、8、9から計4名の入居者を救出した。
- 5. 警察から通報を受けて出動した消防隊は、4名の入居者救出直後の午前2時45分ごろ現地に到着、消火活動を開始したが、火災が最盛期に達しており、500 mほど離れた位置にある消火栓からのホース連結に時間をとられ、明け方5時過ぎにようやく鎮火した。
- 6. 居室1、2、5、7の入居者はそれぞれの居室内にて焼死、居室6の入居者は共用室にて焼死した。救出された4名の入居者は病院に搬送されたが、うち2名は一酸化炭素中毒のため病院にて死亡。職員は火傷による軽症であった。ほとんどの入居者が居室内で亡くなっていることから、逃げる間もなく一酸化炭素中毒で意識を失い、焼死したものと推測される。
- 7.一部の施設では、入居者が開けられないような施錠をするところもあるようだが、ここでの施錠状況については、聞取りした範囲ではわからなかった。
- 8. 火元は共用室のソファまたは付近のゴミ箱であり、共用室でガラス製灰皿の破片及びライターの残存物が発見されたことからタバコによる失火またはライターによる着火の可能性が考えられる。その後の燃焼実験によれば、タバコによる失火も考えられるが可能性は低く、ライターによる着火の可能性が高いと推察されている。なお、施設内は禁煙であるが、共用室外部のデッキでの喫煙は認められており、喫煙習慣のある入居者は2名いた。



図表 1-1 長崎県大村市 認知症高齢者グループホーム火災の概要(医療福祉建築 155 号より転載)

齢者グループホームは新築型でしたが、これ以降、建物の安全性という観点から民家 転用に対して厳しい目が向けられたのは事実でしょう。利用者の暮らしと建物の安全 性のバランスをどうとるか、新築・改修の区別なく立ち止まって考えることが必要な 時期にきています。



図表 1-2 民家改修型の認知症高齢者グループホーム

1-3 消防法改正の概要

2006年1月の火災を受けて、2007年6月に消防法施行令等の一部改正(以下、消防法改正)が行われ、2009年4月から施行されました。認知症高齢者グループホームは消防法(6)項ロに区分されました。主な改正点は下記のとおりです (図表 1-3)。

1. 防火管理者の選任等

消防法(6)項口に該当する施設で、収容人員10人以上(入所者と従業員を合算した人数)となる場合には防火管理者を選任します。防火管理者は、施設の実態に応じた消防計画の作成、消火訓練や避難訓練の実施、防火教育の実施、日常の火気管理の徹底、消防用設備等の維持管理などを行います。これらを通して従業員全員で施設の防火管理体制を確立します。

2. 消防用設備等の設置

消防法(6)項口に該当する施設では、消火設備と警報設備の設置義務の範囲が拡大しました。自動火災報知設備、火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)、消火器は延床面積によらず全ての施設に設置します。スプリンクラー設備は延床面積 275 ㎡以上の施設が該当しますが、延床面積が 1,000 ㎡未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。また、建物の位置、構造、設備等の状況によってはスプリンクラー設備の設置が免除される場合があります。

消防法区分	(6)項口
防火管理者の選任等	収容人員 10 人以上の場合に以下が必要 ・防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出 ・火気管理、避難訓練等の防火管理業務の実施
消防用設備等の設置	延床面積に関わらず設置 ・自動火災報知設備 ・消防機関へ通報する火災報知設備 ・消火器 延床面積 275 ㎡以上の場合に設置(免除規定あり) ・スプリンクラー設備

図表 1-3 消防法改正に伴う認知症高齢者グループホームの扱い

小規模多機能型居宅介護は消防法 (6) 項ハに位置づけられていますが、泊まり機能があることから行政によっては消防法 (6) 項ロと同様の指導をしているところもあるようです。

また、2006年1月の認知症高齢者グループホーム火災以降も小規模多機能型居宅介護や未届け施設などで火災が続発していることから (図表 1-4 参照)、消防庁では小規模社会福祉施設に対応した防火対策に関する検討会を開催し、議論を重ねています。

2008 年 6 月 2 日 (未明・放火)	神奈川県綾瀬市 障害者ケアホーム「ハイムひまわり」 死者3名、負傷者1名
2008 年 12 月 26 日 (夜・失火)	福島県いわき市 小規模多機能型毛居宅介護「ROSE 倶楽部粒来」 死者2名、負傷者3名
2009年3月19日 (夜・失火)	群馬県渋川市 未届け有料老人ホーム「たまゆら」 死者 10 名、負傷者 1 名

図表 1-4 小規模社会福祉施設等における火災発生状況

1-4. 高齢者施設の耐震性確保

1995年の阪神・淡路大震災では、古い木造住宅が倒壊して多くの方々が亡くなりました。倒壊した木造住宅の大半は1981年の新耐震基準以前に建設されたものと言われています。当時、県内には1811の社会福祉施設がありましたが、このうち801施設が被災(全壊12施設、半壊15施設)し、5名の方が亡くなりました。被害は児童福祉施設に集中しましたが、いずれもが旧耐震建築物でした。法定外(当時)の小規模共同作業所も大きな被害を受けました。

この大震災では災害弱者である高齢者が様々なサポートを必要としました。行政と協力して、この機能を担ったのが倒壊を免れた高齢者施設や障害者施設でした。介護、生活支援、住居、食事などのサービスを提供しました。

震災発生時、医療福祉施設は建物の倒壊を防ぎ、利用者の安全を確保するとともに、被災地の高齢者や障害者などの支援を担う拠点として機能を発揮できるよう適切な耐震性能を確保することが重要です。耐震化については厚生労働省による各種補助事業により進められているところです。認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護は新しい施設種別であるため新築型の場合は新耐震基準を満たしていますが、旧耐震建築物を転用した場合はこの限りではありません。建築基準法上の用途解釈が統一化されていないことや、用途変更に伴う確認申請が不要な場合もあるため、建物に手を加えることなく事業開設に至るケースがあったことは否めません。適切な耐震性を確保できていない場合には、対応策を講じる必要があると考えます。

なお、2005年に発覚した構造偽装問題を受けて2007年6月に建築基準法が改正されています。これ以降、建築指導は厳格に行われています。

2 調査研究の目的と概要

上述した問題意識に基づき、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護を対象に、利用者の暮らしと建物の安全性のあり方を実態調査を踏まえて検討しました。その結果を以下の枠組みでとりまとめました。

第1章:研究の背景と目的

第2章:小規模高齢者施設における安全対策の実態

第3章:安全性確保に関する基本的な考え方

第4章:防火安全対策の構築

第5章:耐震性能の確保

第6章:事例紹介

第2章では、認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護を対象 に実施した全国悉皆調査の結果をとりまとめています。防火対策ならびに耐震対策の 全国的な状況を確認することができます。

第3章では、居住性と安全性の両立が基本目標であることを確認しています。そのうえで、防火対策は防火管理・消防設備・建築の3つの視点から講じてゆくこと、必要な耐震性能は新築・改修の如何にかかわらず確保することが肝要であることを重ねて指摘しています。

第4章ならびに第5章では、消防法・建築基準法・消防設備・防火管理体制・行政 施策について整理しています。

第6章では、第3章~第5章の内容が現場でどのように展開されているのかを6つの事例を用いて具体的に解説しています。

本報告書は介護事業者・行政職員・設計者・消防関係者など、幅広い方々にお読み 頂くことを想定しています。できる限り平易な文章を心がけましたが、消防法や建築 基準法など一定の知識を必要とする部分もございます。これについては、専門知識を 有する方々に補足説明を求めてください。

第2章

小規模高齢者施設における安全対策の実態

本章では、認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護の安全対策の 実態をアンケート調査に基づき報告します。

平成22年3月13日に発生した札幌市の認知症高齢者グループホーム火災をうけて、厚生労働省、国土交通省、総務省消防庁による緊急プロジェクトチームが設置され、調査が実施されています。1ヶ月後をめどに調査結果がとりまとめられますので、より正確なデータについてはそちらをご確認下さい。

1 アンケート調査について

1-1. 調査の目的

本調査は「認知症高齢者グループホーム/小規模多機能型居宅介護の防火安全対策に関する調査」として行われたアンケート調査です。防火安全対策では、利用者の安全性と暮らしの両立を目指して、防火管理・消防設備・建築の3つの視点から講じていく必要があります。本調査では、主にグループホーム/小規模多機能の両施設の建物、防火管理体制、消防設備の実態を明らかにすること、消防法改正に伴うスプリンクラー設置の状況を把握することにより、小規模施設における今後の防火安全対策のあり方を考えるための基礎的知見を得ることを目的としています。

1-2. 調査方法

認知症高齢者グループホーム(以下、GH) および小規模多機能型居宅介護(以下、小規模多機能)の全国の事業所に対し、悉皆アンケート調査(平成21年8月現在)を実施しました。調査にあたって、認知症グループホームについては、全国認知症グループホーム協会に、また小規模多機能型居宅介護については、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会の協力を得て、調査の依頼を行い、日本医療福祉建築協会がその回収・分析を行いました。

1-3. 分析データ数

GH の調査票発送数は 10,106 通、回答があったのは 3,060 通で回収率は 30.3% (図表 2-1)。小規模多機能では発送数 2,184 通、回答があったのは 849 通、回収率は 38.9% (図表 2-1)。悉皆調査としては高い回収率が得られたことから、調査結果についても信頼性が高いものとして位置づけられます。

	GH	小規模多機能	備考
A 発送数	10,183	2,230	2009.8.20 全数
B休止・廃止等	77	46	
C実発送数	10,106	2,184	
D回答数	3,060	849	
D/C回収率	30.3%	38.9%	

図表 2-1 アンケート調査の回収率

アンケート結果

2-1. 施設の概要

運営主体 2-1-1

運営主体別にみると、GHでは社会福祉法人が27.2%と最も高く、ついで有限会 社 26.7%、株式会社 21.4%、医療法人 17.6% とつづく。NPO を含め、民間運営が 半数を超えています (図表 2-2)。

小規模多機能では、社会福祉法人が33.0%と1/3を占め、ついで株式会社が 21.4%、有限会社が19.9%、医療法人13.9%とつづきます(図表 2-2)。

	G	Н	小規模多機能		
	施設数	割合	施設数	割合	
社会福祉法人	832	27.2%	280	33.0%	
医療法人	538	17.6%	118	13.9%	
NPO	172	5.6%	67	7.9%	
株式会社	656	21.4%	182	21.4%	
有限会社	817	26.7%	169	19.9%	
その他	45	1.5%	33	3.9%	
合計	3,060	100.0%	849	100.0%	

図表 2-2 運営主体別割合

2-1-2 定員

定員構成をみると、GH(1ユニット5~9名が基準)では定員 10~18名の2ユ ニットで運営されているものが51.6%と半数を超え、ついで9名(1ユニット)の ものが38.7%となっています。古く開設されたもののなかには3ユニット以上で構 成されているものもわずかにあります(図表 2-3)。

小規模多機能(登録定員は25名まで、通いは15名まで、泊まりは9名まで)では 登録定員は基準定員最大の25名での設定が73.9% (図表 2-4)、通いの定員も基準最大の 15名が71.7%(図表 2-5)、泊まりについては5~8名での設定が54.0%を占め、9名で の設定は約1/3の事業所となっています(図表2-6)。

定員	G	Н	登録定員	小規模多機能通い定員		小規模多機能		泊まり	小規模多機能		
上 上 只	施設数	割合	豆球化貝	施設数	割合	世いた貝	施設数	割合	定員	施設数	割合
5~8	109	3.6%	1~19	85	10.0%	1~9	75	8.9%	1~4	104	12.3%
9	1184	38.7%			10,070			0.070		101	12.070
10~18	1578	51.6%	20 ~ 24	137	16.1%	10~14	165	19.5%	5 ∼ 8	455	54.0%
$19 \sim 27$	184	6.0%									
28~	4	0.1%	25	627	73.9%	15	607	71.7%	9	284	33.7%
合計	3059	100.0%	合計	849	100.0%	合計	847	100.0%	合計	843	100.0%

図表 2-3

: 定員別割合

図表 2-4 小規模多機能

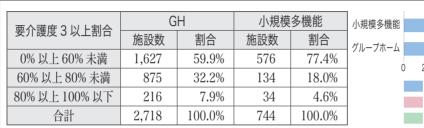
: 登録定員別割合

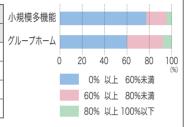
図表 2-5 小規模多機能 : 通い定員別割合 図表 2-6 小規模多機能 : 泊まり定員別割合

2-1-3 利用者の要介護度

各事業所の利用者に占める要介護度3以上の割合をみると、GHではその割合が60%未満の事業所が約6割を占めていますが、一方で要介護度3以上の割合が8割を超えるところも7.9%、6割以上ということになると約4割が該当することになり、事業所によっては利用者の重度化傾向が顕著なところもあります(図表 2-7)。

小規模多機能では、要介護度 3 以上の割合が 60% 未満の事業所が 77.4% と多くを占めていますが、 $60 \sim 80\%$ のところも 18.0% あり、80% 以上を要介護度 3 以上が占める事業所としては 4.6% あります (図表 2-7)。





図表 2-7 利用者に占める要介護度 3 以上の割合

2-1-4 夜勤体制

夜勤体制(人数)としては、GHでは、基本的にユニット単位で夜勤を配置することが求められ、その基準を満たした上で事業所において定めている夜間・深夜の時間帯に常勤換算で1名以上を加配した場合に夜間ケア加算が算定できますが、2ユニットにあたっては1名夜勤でも制度上は可能です。実際の状況をみると、1ユニットの事業所では夜勤1名体制が92.5%と多数を占めており、1ユニット2名の体制(宿直含む)も3.8%あります。

2ユニット以上の事業所では夜勤 2 名体制が 66.5% と多いが、夜勤 1 名体制をとっている事業所も 18.6% を占めています。 夜間時、スタッフ 1 名で 18 名をみる体制ということであり、非常時のサポート体制としては厳しい現実があります (図表 2-8)。

小規模多機能においては、泊まりの利用者がいる場合には原則、夜勤+宿直の2名体制が、泊まり利用者がいない場合には夜勤か宿直1名が求められています。最も多いのが、夜勤1名+宿直1名の2名体制で、57.7%ですが、夜勤1名+宿直0名(オンコール体制)も36.6%あります (図表 2-9)。

ユニット数	夜勤 1 名 宿直 0 名	夜勤2名 宿直0名	夜勤 1 名 宿直 1 名	夜勤2名 宿直1名	その他	総計
1	1,195	20	42	2	33	1,292
1	92.5%	1.5%	3.3%	0.2%	2.6%	100.0%
2以上	329	1,176	77	14	172	1,768
2以上	18.6%	66.5%	6.5% 4.4%	0.8%	9.7%	100.0%
総計	(M)≥1. 1,524	1,196	119	16	205	3,060
形心育!	49.8%	39.1%	3.9%	0.5%	6.7%	100.0%

図表 2-8 GH: ユニット数別にみた夜勤(宿直)人数

宿直夜勤	0人	1人	2人	合計	割合
0人	8	3	1	12	3.6%
1人	121	191	1	313	94.6%
2人以上	2	1	3	6	1.8%
合計	131	195	5	331	100.0%
割合	39.6%	58.9%	1.5%	100.0%	

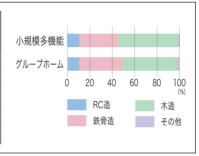
図表 2-9 小規模多機能: 夜勤(宿直)人数

2-2. 建物について

2-2-1 • 構造種別

規模が小さいこともあり、木造が49.2%と約半数を占めています。ついで鉄骨造で38.5%、RC 造が10.2%となっています。一方、小規模多機能では木造が54.1%、鉄骨造が34.6%、RC 造が10.4%となっています (図表 2-10)。

建物構造別	G	Н	小規模	多機能
建物件延別	施設数	割合	施設数	割合
RC 造	306	10.2%	86	10.4%
鉄骨造	1,152	38.5%	286	34.6%
木造	1,473	49.2%	447	54.1%
その他	62	2.1%	8	1.0%
合計	2,993	100.0%	827	100.0%

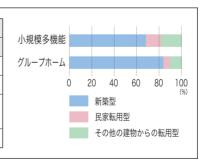


図表 2-10 建物構造別にみた割合

2-2-2 建物種別

GHでは、新築型が83.8%、民家の転用型が5.7%、その他建物の転用型が10.5%。 小規模多機能では、新築型が68.1%、民家の転用型が13.8%、その他建物の転用型 が18.1%となっており、GHと比べて転用型の割合が高くなっています (図表 2-11)。

Γ						
	建物種別	G	Н	小規模多機能		
		施設数	割合	施設数	割合	
	新築型	2,529	83.8%	566	68.1%	
	民家転用型	173	5.7%	115	13.8%	
	その他の建物	316	10.5%	150	18.1%	
	からの転用型	310	10.570	130	10.170	
	合計	3,018	100.0%	831	100.0%	
1	•					



図表 2-11 建物構造別にみた割合

2-2-3 • 確認申請

既存の建物を転用した場合、転用元の建物種別によっては用途変更を伴い、確認申請が必要となる場合があります。GHの転用事例 489 のうち確認申請を行ったのは

59.9%、行っていないものが 2.2%、必要がなかったものが 5.5% となっていますが、不明との回答も 32.3% ありました (図表 2-12)。

小規模多機能の転用事例 265 のうち確認申請を行ったのは 71.3%、行っていないものが 4.9%、必要がなかったものが 10.6%となっており、不明の割合は 13.2%となっています (図表 2-12)。

確認申請の有無	G	Н	小規模多機能		
惟談中間の行無	施設数	割合	施設数	割合	
行った	293	59.9%	189	71.3%	
行っていない	11	2.2%	13	4.9%	
必要がなかった	27	5.5%	28	10.6%	
不明	158	32.3%	35	13.2%	
合計	489	100.0%	265	100.0%	

図表 2-12 確認申請の有無 (既存建物転用型)

2-2-4 耐震基準

既存建物の転用事例について、転用元の建物の建築年をみると GH、小規模多機能 ともに 1981 年以前建築のものが約 1 / 3 を占め、1982 年以降のものが 2 / 3 を占め ています (図表 2-13、図表 2-14)。

1981 年以前に建築されたものを、いわゆる新耐震基準以前の旧耐震であると分類し、1982 年以降に竣工されたものを新耐震基準のものとして分類すると、GH では、1981 年以前のもののうち、旧耐震だが転用にあわせて新耐震基準に適用させるために改修を施したものはわずか 12.5%であり、多くが旧耐震のまま活用されています。不明も半数を超えます (図 * 2 - 13)。 小規模多機能では 30.6%が耐震改修を済ませ、旧耐震のまま利用が 30.6%、不明が 38.7%となっています (Ø * 2 - 14)。

自施設の建物構造の安全性、耐震性については、十分意識されずに転用・利用されている事例が少なくない実態を示しています。

71 =+ ** / 011	1001		1000	F 1.176	_	=1	
耐震基準/ GH	1981	年以前	1982	1982 年以降		合計	
新耐震	0	0.0%	100	40.8%	100	27.4%	
旧耐震だが耐震改修済み	15	12.5%	19	7.8%	34	9.3%	
旧耐震	44	36.7%	37	15.1%	81	22.2%	
不明	61	50.8%	89	36.3%	150	41.1%	
合計	120	100.0%	245	100.0%	365	100.0%	
割合	32.9%		67.1%		100.0%		

図表 2-13 GH: 既存建物転用型における耐震基準の適用(建設年別)

耐震基準/小規模多機能	1981 年以前		1982 年以降		合計	
新耐震	0	0.0%	58	42.0%	58	29.0%
旧耐震だが耐震改修済み	19	30.6%	22	15.9%	41	20.5%
旧耐震	19	30.6%	12	8.7%	31	15.5%
不明	24	38.7%	46	33.3%	70	35.0%
合計	62	100.0%	138	100.0%	200	100.0%
割合	31.0%		69.0%		100.0%	

図表 2-14 小規模多機能: 既存建物転用型における耐震基準の適用(建設年別)

2-2-5 • 利用者の利用階

利用者の居住階が1階のみで構成されているのは全体の50.7%と半数を占めています。多くが1階もしくは2階までが利用者階として構成されていますが、3階以上に利用者の利用階が構成されているものも10.9%あります (図表 2-15)。利用者の介護度等を考慮しても、非常時の屋外への移動において、時間的な困難を要するケースも少なくないという実態があります。

小規模多機能では、利用者階が1階のみが78.2%と多数を占め、3階以上を含むケースは1.6%とGHと比較しても割合が少なくなっています。

利用者階	G	Н	小規模多機能	
小儿儿有陌	施設数	割合	施設数	割合
1階	1,505	50.7%	643	78.2%
2 階	252	8.5%	64	7.8%
1 階+2階	888	29.9%	102	12.4%
3階以上を含む	323	10.9%	13	1.6%
合計	2,968	100.0%	822	100.0%

図表 2-15 利用者の利用階別割合

2-2-6 • 延床面積

今回の消防法改正で新たにスプリンクラーの設置が義務づけられたのは消防法施行令別表第 1 (6) 項ロに掲げる防火対象物で、延べ床面積が 275 ㎡以上 1,000 ㎡未満のものであり、GH はこれにあたります。事業所数をみると、全体の 76.2%がこれに該当することがわかります。事業所全体でみると 1 ユニットあたりの平均延べ床面積は 298 ㎡となっています (図表 2-16)。

小規模多機能については、今回の改正ではスプリンクラー設置の義務は設けられていませんが、同様に面積的な状況をみると、275 m以上の事業所は37.1%となっており、グループホームよりはその規模は小さいことがわかります。平均延べ床面積は267 mとなっています (図表 2-16)。



図表 2-16 延床面積別にみた割合

2-2-7 建物の所有形態

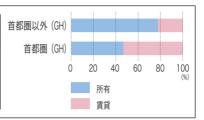
既存建物において、後付けでスプリンクラーを設置する場合、その建物の所有形態

が、設備の設置・工事に少なからず影響を及ぼすと考えられます。賃借物件であれば、 所有者の理解と協力が必要となるためです。

GHでは全体でみると、所有が73.8%となっていますが、東京・神奈川・埼玉・千葉の首都圏に限ってみると、賃貸の割合が52.9%を占めている実態が明らかになりました (図表 2-17 ~ 図表 2-19)。

小規模多機能でも GH とほぼ同様の傾向を示しますが、首都圏では賃貸の割合が 42.9% と GH と比較し、若干低くなっています (図表 2-17 ~ 図表 2-19)。

Г						
	所有形態	G	Н	小規模多機能		
		施設数	割合	施設数	割合	
	所有	2,201	73.8%	599	72.5%	
	賃貸	780	26.2%	227	27.5%	
	合計	2,981	100.0%	826	100.0%	



図表 2-17 建物所有形態別割合

所有形態	G	Н	小規模多機能	
別有形態	施設数	割合	施設数	割合
所有	176	47.1%	44	57.1%
賃貸	198	52.9%	33	42.9%
合計	374	100.0%	77	100.0%

図表 2-18 建物所有形態別割合 首都圏 (東京、神奈川、埼玉、千葉)

所有形態	GH		小規模多機能	
	施設数	割合	施設数	割合
所有	2,024	77.7%	555	74.1%
賃貸	582	22.3%	194	25.9%
合計	2,606	100.0%	749	100.0%

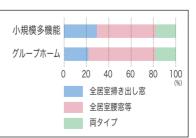
図表 2-19 建物所有形態別割合 首都圏以外

2-2-8 居室の窓のタイプ

居室から屋外への避難等の状況を考えるとき、居室の窓のタイプが屋外避難の容易さを左右します。GHでは全居室が掃き出し窓で構成されているのは21.9%の事業所のみで、全居室が腰高窓など直接外部に出ることが容易ではないタイプが6割を超えています(図表 2-20)。

小規模多機能では、全居室が掃き出し窓で構成されているのが 29.2% となっています (図表 2-20)。





図表 2-20 居室の窓タイプ別割合

2-3. 防火管理体制

2-3-1 防火管理者

防火管理者は、GHでは 10名以上(利用者+スタッフ)の場合必置となっています。調査時点で防火管理者を選定していないケースが 1.4%(43 事業所)(図表 2-21)。小規模多機能では 30 名以上(利用者+スタッフ)の場合必置となっており、調査時点で防火管理者を選定していないケースが 8.7%(74 事業所)みられました (図表 2-21)。

叶小笠田	GH		小規模多機能	
防火管理者	施設数	割合	施設数	割合
選定している	3,007	98.6%	772	91.3%
選定していない	43	1.4%	74	8.7%
合計	3,050	100.0%	846	100.0%

図表 2-21 防火管理者の選定状況

2-3-2 | 消防計画

消防計画の策定は、GHでは10名以上(利用者+スタッフ)で計画書の提出が求められます。調査時点で消防計画書を未策定のケースは3.1%(93事業所)(図表 2-22)。小規模多機能では30名以上(利用者+スタッフ)で計画書の提出が求められ、調査時点で未策定のケースが9.5%(80事業所)みられました(図表 2-22)。

消防計画	G	Н	小規模多機能		
月初司四	施設数	割合	施設数	割合	
策定している	2,943	96.9%	760	90.5%	
策定していない	93	3.1%	80	9.5%	
合計	3,036	100.0%	840	100.0%	

図表 2-22 消防計画の策定状況

2-3-3 消防用設備等点検報告

GH では実施している割合が 96.4%、小規模多機能では実施している割合が 90.3% となっています (図表 2-23)。

点検報告	GH		小規模多機能		
	施設数	割合	施設数	割合	
実施している	2,880	96.4%	736	90.3%	
実施していない	109	3.6%	79	9.7%	
総計	2,989	100.0%	815	100.0%	

図表 2-23 消防用設備等点検報告の実施状況

2-3-4 ● 避難訓練

避難訓練の実施は全てが対象となります。GHでは実施している割合が97.8%ですが、小規模多機能では90.3%にとどまり、やや実施率が低くなっています (図表 2-24)。

昼間の避難訓練の実施回数をみると、GH・小規模多機能とも年1回が約6割、2回が3割という結果でした (図表 2-25)。夜間想定の避難訓練は、GH・小規模多機能とも年1回実施が約75%、年2回実施がGHで15.6%、小規模多機能で11.9%となっています (図表 2-26)。さらに夜間想定の避難訓練を夜間に実施している割合は、GHで90.7%、小規模多機能は89.7%でした (図表 2-27)。

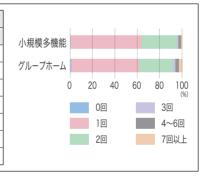
避難訓練にあたって近隣住民の参加を求めて行っている割合は、GHで30.5%、小規模多機能で58.6%となっており、小規模多機能の方が高くなっています (図表 2-28)。

事前の予告なしでの通報訓練の実施は、GH・小規模多機能とも実施している割合が 41.1% (図表 2-29)。 さらに地域の消防訓練への参加の状況をみると、参加ありがいずれも 30%程度となっています (図表 2-30)。

避難訓練	G	Н	小規模多機能		
	施設数	割合	施設数	割合	
実施している	2,971	97.8%	762	91.6%	
実施していない	68	2.2%	70	8.4%	
合計	3,039	100.0%	832	100.0%	

図表 2-24 避難訓練の実施状況

避難訓練	G	Н	小規模多機能		
昼間回数/年	施設数	割合	施設数	割合	
0	27	1.0%	4	0.6%	
1	1,608	60.7%	453	63.5%	
2	798	30.1%	222	31.1%	
3	55	2.1%	12	1.7%	
4 ~ 6	82	3.1%	14	2.0%	
7 ~	80	3.0%	8	1.1%	
合計	2,650	100.0%	713	100.0%	
7~	80	3.0%	8	1.1%	



図表 2-25 昼間の避難訓練の実施回数(年間)

避難訓練	G	Н	小規模多機能	
夜間回数/年	施設数	割合	施設数	割合
0	141	5.7%	52	10.1%
1	1,803	73.1%	388	75.6%
2	385	15.6%	61	11.9%
3 ~	138	5.6%	12	2.3%
合計	2,467	100.0%	513	100.0%



図表 2-26 夜間の避難訓練の実施回数 (年間)

訓練方法	GH		小規模多機能	
訓練刀法	施設数	割合	施設数	割合
夜間に実施	185	9.3%	46	10.3%
昼間に実施	1,801	90.7%	401	89.7%
合計	1,986	100.0%	447	100.0%

図表 2-27 夜間想定訓練の実施状況

避難訓練	GH		小規模多機能	
住民参加	施設数	割合	施設数	割合
あり	741	30.5%	165	26.8%
なし	1,689	69.5%	450	73.2%
合計	2,430	100.0%	615	100.0%

図表 2-28 避難訓練における地域住民の参加状況

事前予告なし	GH		小規模多機能	
での訓練	施設数	割合	施設数	割合
行っていない	708	58.9%	164	58.6%
行っている	494	41.1%	116	41.4%
合計	1,202	100.0%	280	100.0%

図表 2-29 事前予告なしでの通報訓練の実施状況

地域の消防訓練	GH		小規模	多機能
への参加	施設数	割合	施設数	割合
参加あり	794	32.1%	196	31.2%
参加なし	1,679	67.9%	432	68.8%
合計	2,473	100.0%	628	100.0%

図表 2-30 地域への消防訓練への参加状況

2-3-5 • 喫煙管理

喫煙場所の管理と見守りの状況をみると、居室(宿泊室)を含めて全館を禁煙としているのは、GHで41.5%、小規模多機能では39.4%。居室(宿泊室)以外は限定して喫煙を認めているものの、居室(宿泊室)では認めていない施設がGHで40.6%、小規模多機能で42.9%でした。居室(宿泊室)を含めて全館で喫煙を認めているところもGHで1.3%、小規模多機能で0.4%ありました (図表 2-31, 2-32)。

喫煙を認める場合の見守り実施の状況をみると、居室(宿泊室)以外では80%以上で見守り実施を行い、居室(宿泊室)では約70%のところで見守りを実施しています (図表 2-33,2-34)。

GH:	施設数	居室	施設数	割合
居室以外	割合	冶 <u>王</u>	心改致	门口
禁煙	1,254	禁煙	1,163	41.5%
示性	44.8%	喫煙可	91	3.3%
喫煙可	67	禁煙	31	1.1%
英庭 可	2.4%	喫煙可	36	1.3%
場所を限定して喫煙可	1,479	禁煙	1,138	40.6%
場別を限定して突圧り	52.8%	喫煙可	341	12.2%
合計	2,800		2 900	100.0%
一首	100.0%		2,800	100.0%

図表 2-31 GH: 居室以外の喫煙場所の状況

小規模多機能:	施設数	宿泊室	施設数	割合
宿泊室以外	割合	旧心王	加設	립다
禁煙	341	禁煙	315	39.4%
示性	42.7%	喫煙可	26	3.3%
喫煙可	8	禁煙	5	0.6%
突炷り	1.0%	喫煙可	3	0.4%
場所を限定して喫煙可	450	禁煙	343	42.9%
場別を限定して突圧り	56.3%	喫煙可	107	13.4%
合計	799		799	100.0%
一首	100.0%		799	100.0%

図表 2-32 小規模多機能:居室以外の喫煙場所の状況

見守りの実施	GH		小規模	多機能
(居室以外)	施設数	割合	施設数	割合
実施	1,097	85.0%	334	81.1%
実施していない	194	15.0%	78	18.9%
合計	1,291	100.0%	412	100.0%

図表 2-33 居室以外の喫煙場所における見守りの状況(全館禁煙事業所以外)

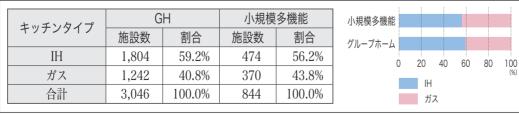
見守りの実施	GH		小規模多機能	
(居室)	施設数	割合	施設数	割合
実施	302	72.8%	92	70.8%
実施していない	113	27.2%	38	29.2%
合計	415	100.0%	130	100.0%

図表 2-34 居室での喫煙における見守りの状況

2-3-6 火気管理

まずキッチンのタイプをみると、GHではIH(電気)が 59.2%、ガスが 40.8%、小規模多機能ではIH(電気)が 56.2%、ガスが 43.8%となっています (図表 2.35)。管理については、夕食後の使用が終わった後に毎日確認して書類に記載している割合が、GHでは 23.2%、小規模多機能では 17.0%となっていて、多くが目視による確認のみとなっています (図表 2.36)。

建物種別でキッチンタイプをみると、新築では約2/3がIH、民家の転用では逆に2/3がガスとなっています(図表2-37、図表2-38)。



図表 2-35 キッチンのタイプ

キッチンの火気	GH		小規模多機能	
管理方法	施設数	割合	施設数	割合
使用後毎日確認 し、書類に記載	600	23.2%	119	17.0%
確認のみ	1,988	76.8%	581	83.0%
合計	2,588	100.0%	700	100.0%

図表 2-36 キッチンの火気管理方法

新築・転用×キッチン GH	IH	ガス	合計
新築	1,557	963	2,520
机架	61.8%	38.2%	100.0%
	53	115	168
民家転用	31.5%	68.5%	100.0%
その他の建物転用	165	138	303
	54.5%	45.5%	100.0%

図表 2-37 GH: 建物種別とキッチンタイプ

新築・転用×キッチン 小規模多機能	IH	ガス	合計
新築	363	198	561
机架	64.7%	35.3%	100.0%
民家転用	36	79	115
氏	31.3%	68.7%	100.0%
その他の建物転用	63	87	150
	42.0%	58.0%	100.0%

図表 2-38 小規模多機能:建物種別とキッチンタイプ

2-3-7 防炎物品 防炎製品

施設で使用されるカーテン、のれん等(持ち込み含む)における防炎製品の利用についてみてみます(図表 2-39)。

【カーテン】

防炎物品・製品に限定した利用をしている割合は GH では 92.0%、小規模多機能 では 91.1% となっています $(図 \times 2.40)$ 。

【のれん】

居室入口等で使用されることが多い「のれん」ですが、防炎物品・製品に限定した利用をしている割合は GH では 32.2%、小規模多機能では 32.5%となっており (図表 2-41)、のれんについては、その長さ等により扱いが異なったり、消防の指導により扱いが異なるケースがあります。

【カーペット】

防炎物品・製品に限定した利用をしている割合は GH では 38.7%、小規模多機能 では 41.8% となっています (図表 2-42)。

【ソファ】

防炎物品・製品に限定した利用をしている割合は GH では 13.4%、小規模多機能では 16.0% となっています (図表 2-43)。

【寝具】

防炎物品・製品に限定した利用をしている割合は GH では 12.9%、小規模多機能では 23.3% となっています (図表 244)。



図表 2-39 施設内利用物品の防炎製品利用状況

4 _=	GH		小規模多機能	
カーテン	施設数	割合	施設数	割合
防炎物品・防 炎製品に限定	2,773	92.0%	762	91.1%
特になし	240	8.0%	74	8.9%
合計	3,013	100.0%	836	100.0%

図表 2-40 カーテンの防炎物品・製品の利用状況

のれん	GH		小規模多機能		
0)1670	施設数	割合	施設数	割合	
防炎物品・防 炎製品に限定	860	32.5%	221	32.2%	
特になし	1,783	67.5%	466	67.8%	
合計	2,643	100.0%	687	100.0%	

図表 2-41 のれんの防炎物品・製品の利用状況

カーペット	GH		小規模多機能		
カーベット	施設数	割合	施設数	割合	
防炎物品・防 炎製品に限定	1,046	38.7%	294	41.8%	
特になし	1,657	61.3%	410	58.2%	
合計	2,703	100.0%	704	100.0%	

図表 2-42 カーペットの防炎物品・製品の利用状況

	GH		小規模多機能		
ソファ	施設数	割合	施設数	割合	
防炎物品・防炎 製品に限定	383	13.4%	127	16.0%	
特になし	2,484	86.6%	666	84.0%	
合計	2,867	100.0%	793	100.0%	

図表 2-43 ソファの防炎物品・製品の利用状況

ウロ	GH		小規模多機能		
寝具	施設数	割合	施設数	割合	
防炎物品・防炎 製品に限定	373	12.9%	187	23.3%	
特になし	2,518	87.1%	614	76.7%	
合計	2,891	100.0%	801	100.0%	

図表 2-44 寝具の防炎物品・製品の利用状況

2-4. 消防設備等

2-4-1 消防法区分

基本的に GH は「(6) 項ロ」に位置づけられますが、回答のあった事業所のうち 70.1%が(6)項ロと回答がありました。回答上、建築基準法上の建物種別の区分と の間で混乱があったであろう回答や、そもそも消防法の区分について理解していない 割合も 1/4 を占めています (図表 2-45)。

小規模多機能は「(6) 項ハ」に該当し、GHなど宿泊機能を持つ居住施設とは区別されて、デイサービス等通所施設と同様の扱いになっていますが、現実的には夜間の「宿泊」機能も持っており、消防署によってはグループホームと同等の位置づけ、指導を行っているケースが少なくありません。回答では(6)項ハに該当するとの回答が47.7%でしたが、(6) 項ロとの回答も32.7%と高い割合を示しました (図表 2-45)。

消防法区分	G	Н	小規模多機能	
用的法区分	施設数	割合	施設数	割合
(6) 項口 老人福祉施設等	2,144	70.1%	278	32.7%
(6) 項ハ 通所施設等	85	2.8%	405	47.7%
(5) 項ロ 共同住宅・寄宿舎	52	1.7%	4	0.5%
(16) 項イ 複合用途	23	0.8%	17	2.0%
不明	756	24.7%	145	17.1%
合計	3,060	100.0%	849	100.0%

図表 2-45 消防法区分

2-4-2 · 誘導灯·誘導標識

GH・小規模多機能とも全施設での設置が義務づけられています。GH では未設置の割合が、2.0%、小規模多機能では3.3%となっています (図表 2.46)。

誘導灯	GH		小規模多機能	
苏 等闪	施設数	割合	施設数	割合
設置	2,964	98.0%	812	96.7%
未設置	60	2.0%	28	3.3%
合計	3,024	100.0%	840	100.0%

図表 2-46 誘導灯・誘導標識の設置状況

2-4-3 • 消火器

GHでは全ての施設において設置が義務づけられていますが、未設置が 0.9% ありました。小規模多機能では 150 ㎡以上が設置を義務づけられていますが、設置率は 100%となっています (図表 2-47)。

消火器の設置	GH		小規模多機能		
月久谷の改画	施設数	割合	施設数	割合	
設置	3,033	99.1%	844	100.0%	
未設置	27	0.9%	0	0.0%	
合計	3,060	100.0%	844	100.0%	

図表 2-47 消火器の設置状況

2-4-4 自動火災報知設備

GHでは全ての施設において設置が義務づけられましたが、調査時点での未設置が12.3% (図表 2-48)。 小規模多機能では300 ㎡以上が設置を義務づけられています。複合・合築ではその内容によって条件は変わりますが、多くは設置義務の対象となります。設置義務があると推測される事業所のうち1.8%が未設置でした (図表 2-49)。

GH:自動火災報知	施設数	割合
設置	2,617	87.7%
未設置	367	12.3%
合計	2,984	100.0%

図表 2-48 GH:自動火災報知設備の設置状況

自動火災報知 小規模多機能	300 ㎡以上	300 ㎡未満 合築 300 ㎡以上	施設数	割合
設置	219	167	386	98.2%
未設置	2	5	7	1.8%
合計	221	172	393	100.0%

図表 2-49 小規模多機能:自動火災報知設備の設置状況(面積別)

2-4-5 消防機関へ通報する火災報知設備

GHでは全ての施設において設置が義務づけられましたが、調査時点での未設置割合は25.0%となっています (図表 2-50)。小規模多機能では500 ㎡以上で設置が義務づけられていますが、設置義務があると推測される事業所のうち5.7%で未設置となっていました (図表 2-51)。

GH:通報設備	施設数	割合
設置	2,233	75.0%
未設置	746	25.0%
合計	2,979	100.0%

図表 2-50 GH: 消防機関へ通報する火災報知設備の設置状況

小扫描夕撇坐	全体		設置義務あり			
小規模多機能 :通報設備	施設数	割合	500 ㎡以 上	500 ㎡未満 合築 500 ㎡以上	施設数	割合
設置	526	65.5%	36	161	197	94.3%
未設置	277	34.5%	3	9	12	5.7%
合計	803	100.0%	39	170	209	100.0%

図表 2-51 小規模多機能:消防機関へ通報する火災報知設備の設置状況(面積別)

2-4-6 スプリンクラー

消防法改正により、GHではこれまでスプリンクラー設置の対象となっていた延べ 床面積 1,000 ㎡以上に加えて、275 ㎡以上 1,000 ㎡未満の施設も設置の対象となりました(平成 23 年度末までの設置猶予期間あり)。床面積を考慮せず、GH全体でみると、 開設当初より設置している事業所が 15.3%、消防法改正により設置済みが 5.9%、23 年度末までに設置予定が 65.4%、設置未検討が 13.4%となっています (図表 2-52)。

延べ床面積別でみると、設置義務のない 275 ㎡未満では設置予定なしが 59.1%ですが、開設当初より設置が 9.2%、消防法改正により設置済みが 2.1%、23 年度末までに設置予定も 29.6% あります (図表 2-52)。

今回の改正により新たに設置が義務づけられた 275 ㎡以上 1,000 ㎡未満の事業所についてみると、開設当初から設置が 15.8%、消防法改正による設置が 6.7% となっており、3/4の事業所は平成 23 年度末までに設置をする予定となっています (図表 2-52)。

1,000 m以上でもすでに設置済みは約半数であり、44.9%が平成23年度末までに設置を予定している状況にあります (図表2-52)。

スプリンクラーのタイプとしては大きく一般型と簡易型(水道直結式 以下 水道直結式)とがありますが、275 ㎡以上 1,000 ㎡未満の事業所で消防法改正により設置されたスプリンクラーの 70.0%が水道直結式でした (図表 2-53)。

水道直結式の場合、水道圧力の関係で十分な性能が確保できない場合には加圧ポンプの設置をするケースがありますが、水道直結式スプリンクラー設置済み施設では、加圧ポンプを設置したケースと設置しなかったケースはほぼ半々となっており (図表 2-54)、湿式・乾式タイプ別でもほぼ半々となっています (図表 2-55)。

小規模多機能では延べ床面積 6,000 ㎡がスプリンクラー設置義務の対象です。ただし、他用途との複合や合築などの場合にはその限りでなく、その用途の規定に則り一体的な整備が求められたり、消防署の指導によりグループホームに準じた扱いがされたりする場合があります。

小規模多機能で開設当初よりスプリンクラーを設置しているのは 19.8%、今後設置予定が 32.7%、設置未検討が 46.8%です (図表 2-56、図表 2-57)。設置を促すための支援対策 (既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業) により、平成 23 年度末までに、おおよそ半数以上の小規模多機能でスプリンクラーが設置される状況になるものと思われます。

GH:SP 設置状況	全体		275 ㎡未満		275 ㎡以上 1,000 ㎡未満		1,000 ㎡以上	
は日・37 改単仏儿	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
開設当初より設置	449	15.3%	49	9.2%	328	15.8%	33	47.8%
消防法改正により設置	173	5.9%	11	2.1%	140	6.7%	3	4.3%
23 年度末までに設置予定	1,925	65.4%	158	29.6%	1,571	75.5%	31	44.9%
設置未検討	395	13.4%	315	59.1%	41	2.0%	2	2.9%
合計	2,942	100.0%	533	100.0%	2,080	100.0%	69	100.0%
1,000m以上 1,000m以上 開設当初より設置 275 m以上1,000m未満 275m未満 275m未満 全体 23年度末までに設置予定 0 20 40 60 80 100 (%) 設置未検討								

図表 2-52 GH: 延床面積別スプリンクラーの設置状況

GH 延べ床面積	GH 延べ床面積別設置状況		275 ㎡未満			275 ㎡以上 1,000 ㎡未満			1,000 ㎡以上		
	施設数・割合	49 (9.2%)		328 (15.8%)			33 (47.8%)				
開設当初より	SP 種別	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明	
設置	内訳施設数	15	26	8	151	117	60	20	7	6	
	内訳割合	30.6%	53.1%	16.3%	46.0%	35.7%	18.3%	60.6%	21.2%	18.2%	
	施設数・割合	11	(2.1%)		140	(6.7%)		3	(4.3%)		
消防法改正に	SP 種別	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明	
より設置	内訳施設数	0	11	0	26	98	16	1	1	l	
	内訳割合	0.0%	100.0%	0.0%	18.6%	70.0%	11.4%	33.3%	33.3%	33.3%	
	施設数・割合	158	(29.6%)		1,571	(75.5%)		31	(44.9%)		
23 年度末まで	SP 種別	一般用	水道直結式	未定	一般用	水道直結式	未定	一般用	水道直結式	未定	
に設置予定	内訳施設数	7	43	108	115	493	963	7	2	22	
	内訳割合	4.4%	27.2%	68.4%	7.3%	31.4%	61.3%	22.6%	6.5%	71.0%	
現時点で設置 予定なし	施設数・割合	315	(59.1%)		41	(2.0%)		2	(2.9%)		
合計	施設数・割合	533	(100.0%)		2,080	(100.0%)		69	(100.0%)		

図表 2-53 GH:面積別 設置スプリンクラーのタイプ

加圧ポンプの	G	Н	小規模	多機能
有無	施設数	割合	施設数	割合
あり	122	50.8%	50	68.5%
なし	118	49.2%	23	31.5%
合計	240	100.0%	73	100.0%

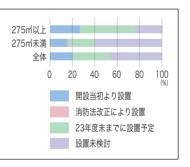
図表 2-54 スプリンクラー設置に伴う加圧ポンプ設置の有無

母数= SP 設置かつ水道直結式

SPタイプ	G	Н	小規模	多機能
3P 91 7	施設数	割合	施設数	割合
湿式	205	51.9%	28	56.0%
乾式	190	48.1%	22	44.0%
合計	395	100.0%	50	100.0%

図表 2-55 スプリンクラータイプ (湿式・乾式別)

Г								
	小規模多機能	全	全体		275 m未満		275 ㎡以上	
	:SP 設置状況	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	
	開設当初より設置	152	19.8%	76	15.7%	76	26.8%	
	消防法改正により設置	5	0.7%	5	1.0%	0	0.0%	
	設置予定	251	32.7%	111	23.0%	140	49.3%	
	設置未検討	359	46.8%	291	60.2%	68	23.9%	
	総計	767	100.0%	483	100.0%	284	100.0%	



図表 2-56 小規模多機能:延床面積別スプリンクラーの設置状況

小規模多機能:延	床面積別設置状況	275 ㎡未満			275 ㎡以上		
	施設数・割合	81	(51.6%)		76	(48.4%)	
開設当初よ	SP 種別	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明
り設置	内訳施設数	34	35	12	39	30	7
	内訳割合	42.0%	43.2%	14.8%	51.3%	39.5%	9.2%
	施設数・割合	5	(100.0%)		0	(0.0%)	
消防法改正	SP 種別	一般用	水道直結式	不明	一般用	水道直結式	不明
により設置	内訳施設数	0	5	0	0	0	0
	内訳割合	0.0%	100.0%	0.0%	-	-	-

図表 2-57 小規模多機能:面積別 設置スプリンクラーのタイプ

2-4-7 スプリンクラー設置費用と施工期間

消防法改正により後付けで水道直結式のスプリンクラーの設置をした事例での設置費用(㎡単価)をみると、9,000 円未満が36.9%、9,000~10,000 円が20.6%となっており、おおむね補助金額9,000円/㎡程度となっていますが、10,000円を超えるケースも4割あり、事業者の自己負担分が少なくない場合もあることがわかります(図表258)。利用者がいながらでの設置工事となるため、施工方法や施工期間は、現場で大きな課題を抱えることとなりますが、1ヶ月以内での施工が60.6%、1~2ヶ月での施工が26.5%となっており、2ヶ月を超えるケースも12.9%あります(図表2-59)。既存の建物の状況によっても施工期間は大きく左右されるものと思われ、また場合によっては課題や困難を伴うケースがあることも考えられます。施工時の課題については別途検討する必要があります。

が単価費用	施設数	割合	32 37
9,000 円未満	52	36.9%	11 20 %)
9,000-10,000 円	29	20.6%	9,000円未満
10,001-11,000 円	15	10.6%	9,000~10,000円
11,000 円以上	45	31.9%	10,001~11,000円
合計	141	100.0%	10,001~11,000円 11,001円以上

図表 2-58 スプリンクラー設置工事費用 (㎡単価)

施工期間	施設数	割合	13
1ヶ月以内	94	60.6%	26 61
1~2ヶ月以内	41	26.5%	(%)
2ヶ月超	20	12.9%	1ヶ月以内
合計	155	100.0%	1~2ヶ月以内 2ヶ月超

図表 2-59 スプリンクラー設置施工期間

2-4-8 特例措置

消防法改正により 275 m以上のグループホームにはスプリンクラー設置が義務づけられましたが、1,000 m未満のものについては、その設置が免除される特例措置が設けられています。①夜間において一定以上の介助者が確保されているケース「避難強化タイプ」、②全ての居室から掃き出し窓を介して直接地上に避難できる「避難経路確保タイプ」、③共同住宅利用で小規模な「共同住宅利用タイプ」、④避難時間が避難限界時間を超えない「避難所要時間と限界時間タイプ」の4つの要件のうち、いずれかに該当する場合です。

275 ㎡以上 1,000 ㎡未満の GH のうち、特例措置の要件のいずれかを満たすものは 20.0%となっており、要件としては避難強化タイプが 44.4%、避難経路確保タイプが 48.4%となっています (図表 2-60)。

特例措置を満たすもののうち、特例措置のみでスプリンクラーを設置せずに対応しているのが10.2% (23 事業所)のみであり、45.8%は自主的判断でスプリンクラー

を設置済み、また 12.0%は行政指導により設置済み、現在設置を検討中も 19.6%となっており、多くの事業所で特例措置にかかわらずスプリンクラー設置を実施(検討)しているのが実態です (図表 2-61)。

275 ㎡以上	_ 1,000 ㎡未満(有効回答数 1,125)	施設数	割合
特例措置を	満たしている	225	20.0%
	避難強化タイプ	100	44.4%
-F-3H	避難経路確保タイプ	109	48.4%
内訳 (複数回答含)	避難所要時間と限界時間タイプ	17	7.6%
(後奴凹合百)	複合タイプ	17	7.6%
	不明	18	8.0%
特例措置を	を満たしていない	900	80.0%
合計		1,125	100.0%

図表 2-60 GH:特例措置の条件の充足状況

SP 設置状況	施設数	割合
特例措置のみで対応	23	10.2%
自主的判断で設置済	103	45.8%
行政指導により設置済	27	12.0%
現在検討中	44	19.6%
未回答	28	12.4%
総計	225	100.0%

図表 2-61 特例措置を満たしているケースのスプリンクラー設置状況

3 まとめ

本調査を通して、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護における 防火安全対策の現状が明らかになりました。

【利用者特性】

利用者の特性からは、要介護度3以上の利用者が占める割合が80%を超える事業所がグループホームでは7.9%、小規模多機能では4.6%あることが明らかになり、重度化が顕著な事業所も少なくない実態が明らかです。

【運営】

夜勤の状況からは、グループホームでは利用者9名に対して1名の夜勤配置が多く、小規模多機能では夜勤1名・宿直1名体制で配置するパターンがもっとも多くみられました。いずれにしても、昼間と比較して少ない人員体制のもとでの運営であり、非常時の体制確立がきわめて重要となることが明らかになりました。

【建物】

建物についてみると、グループホーム、小規模多機能とも木造が約半数を占める 実態が明らかになりました。また既存の建物を利用したものがグループホームで約 16%、小規模多機能で約32%あることも示され、その中には十分な耐震性能を満た さないであろうものも少なくない実態、また事業者自身が建物の構造的安全性につい て十分認識していなかったり、建物の状況を把握していないであろうケースも多く見 られました。

延べ床面積をみると、今回の消防法改正に伴い、スプリンクラーの設置義務が生じるグループホームは全体の76.2%となっており、従来から義務づけられていた1,000 m以上のものをあわせると、おおよそ8割のグループホームがスプリンクラー設置の対象となる実態が明らかになりました。

【防火管理体制】

運営面から防火管理体制をみると、夜間想定の避難訓練は昼間想定の訓練に比べて 実施率が低く、特に夜間の実施するケースはきわめて少ない結果となっていました。 地域の住民参加や、地域の防災訓練への参加も約3割の事業所にとどまっています。 非常時・災害時、避難や救助に際して何よりも力となるのは近隣住民の協力であり、 日常からの関係づくり、体制づくりは急務の課題と言えます。

また、喫煙の管理状況をみると、グループホームでは 47%、小規模多機能では 44%が全館禁煙の体制をとっていますが、喫煙を認めている事業所のうち見守りを 実施していないところも少なくない実態が明らかとなりました。特に居室内での喫煙 に際しては、約3割で見守りの実施がありません。防火安全対策上は不安を残す結果 となっています。

持ち込み物品・家具を含めた事業所内で使用する物品の防炎状況をみると、カーテンで防炎物品の採用が顕著です。居住性の確保と安全性の確保、両面から利用物品のあり方を検討していく必要があります。

【消防設備】

グループホームは(6)項口に該当するものが7割となっています。複合事例以外は、基本的には(6)項口に区分されると思われますが、建築基準法上の位置づけと勘違いして回答したと思われるものなどもわずかだがみられました。不明が25%を占め、自分の事業所が消防法上どのカテゴリーに属するか十分理解していない事業者が少なくなかったことも付け加えておきます。

小規模多機能は基本的には(6)項ハに該当しますが、(6)項ロと回答したものも約3割ありました。消防署の指導や設備設置にあたって、グループホームと同等と見なされ(6)項ロと同等の指導を受けた等の理由により(6)項ロと回答したものと思われます。

スプリンクラーの設置状況をみると、グループホーム(全体)では開設当初よりの設置が 15.3%、消防法改正により設置されたものが 5.9%となっており、現時点での設置率は約 21%となっています。今回の消防法改正により設置義務が生じた延べ床面積 275 ㎡以上 1,000 ㎡未満の事業所に限ってみると、消防法改正により設置したところが 6.7%、調査時点での未設置率は 77.5%となっています。

一方、小規模多機能では、現時点での設置率は20.5%となっており、今後設置を検討しているところが32.7%ありますが、設置を検討していないところも46.8%あることが明らかになりました。

以上、結果の要点をみてきましたが、今後設置が進むと思われるスプリンクラーの整備と同時に、日常における防火安全対策もより徹底して進めていくことの必要性が示されたと言えます。小規模多機能においても、現行法では(一定の条件下を除いて)スプリンクラーの整備の必要性はありませんが、宿泊機能を有する施設形態であること、また夜間の体制等を考えると、グループホームなどと同等の配慮が求められてしかるべき形態であり、今後そのあり方は検討されていくことになります。

また、建物の耐震的な安全性確保や消防法の理解においても、十分ではない事業所も少なくありません。防火対策に限らず、利用者の安全を確保する事業者の責務として、自らの事業所の状況(ハード・ソフト)を十分に認識しながら、防火を含めた安全対策を検討していく必要があります。

送付アンケート票一式は以下の通りです。消防設備に関する基準等は認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護で異なっており、それぞれに沿ったアンケート票を送付しました。以下に示すアンケート票は認知症高齢者グループホームに対して郵送したアンケート票です。

「認知症高齢者グループホーム / 小規模多機能型居宅介護 の防火安全対策に関する調査」 ご協力のお願い

2006年1月の長崎県大村市における認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」での火災を受けて、改正消防法が2009年4月1日に施行されました。防火安全対策は、利用者の安全性と暮らしの両立を目指し、防火管理・消防設備・建築の三つの視点から講じてゆくことが大切です。当協会では、事業者団体の協力を得ながら認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護における防火安全対策についての研究を進めております。この一環として本調査研究を企画させて頂きましたので、何卒、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

小規模福祉施設における安全性に関する調査研究班

ご記入にあたってのお願い

- ・データは調査目的以外に使用いたしません。
- ・9月1日の状況を記載ください。
- ・たいへん恐縮ですが 10月4日までに投函 下さい。

本調査研究に関する問い合わせ先

社団法人日本医療福祉建築協会 事務局

TEL : FAX : e-mail :

本調査は厚生労働省平成 21 年度老人保健事業推進費等 国庫補助事業に基づいて実施しております。

図表 2-62 アンケート調査票 1

1. 概要についてお伺いします。下記の項目についてご記入ください。

1		施設名					
2		開設年月	:	年 月			
3		所在地					
4		運営主体	1. 社	会福祉法人	、2. 医	療法人	3. NPO 4. 株式会社 5. 有限会社 6. その他
⑤		定員	「登録」	(名	i)、「通v) ٦٠	名)、「泊まり」(名)(申請数を記入下さい)
6	登録	は おいまり できない ままり おいま かいま かいま かいま かいま おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	内訳	要支援:	名	要	介護1・2 名 要介護3以上 名
7		小規模多機能	夜勤:	名	宿直:	名	(オンコールでの自宅待機の宿直は記載しないでください)
8	夜間	合築建物	夜勤:	名	宿直:	名	(上で記載した小規模多機能の夜間配置数を含めないでください)
9	職員 配置	同一敷地内の別棟	夜勤:	名	宿直:	名	
10		近隣の同一 ・関連法人	夜勤:	名	宿直:	名	小規模多機能からの距離:おおよそ m

2. 建物についてお聞きします。

1	構造	1. RC 造 2. 鉄骨造 3. 木造 4. その他
2	階数	() 階建ての() 階部分を小規模多機能として利用
3	延床面積	m (小規模多機能型居宅介護としての延床面積を記入ください)
4	延床面積	㎡(合築の場合、併設機能を合わせた延床面積を記入ください。別棟の場合は記入不要です。)
(5)	建物の所有形態	1. 所有 2. 賃貸
6	宿泊室の窓	■宿泊室の窓から建物の外へと避難することができますか (窓とは床からの掃き出し窓を指します。腰窓を乗り越える場合には「避難できない」と判断ください。) 1. できる 2. できない 3. できる居室とできない居室がある
7	新築・転用	 新築型 2. 民家転用型 3. その他の建築物からの転用型(従前用途:) ■上記で2と3に○をつけた方にお聞きします。建築確認申請は行いましたか。 1. 行った 2. 行っていない 3. 確認申請の必要がなかった 4. 不明
8	竣工年	1. 年 2. 不明 (おおよそ 年頃)
9	耐震性能	1. 新耐震 2. 旧耐震だが耐震改修済み 3. 旧耐震 4. 不明 (1981 年に耐震基準が変わり、その性能に基づいたものを新耐震、それ以前の性能に基づいたものを旧耐震と呼びます。昨今の構造偽装によって新たに耐震性能が強化されましたが、これについての設問ではありません。)

図表 2-63 アンケート調査票 2

3. 防火管理体制についてお聞きします。

消防法改正により、グループホームにおいては、収容人員(職員も含む)10人以上の場合、防火管理者の選任、消防計画の策定、消防用設備等点検報告、避難訓練が義務づけられることとなりました。小規模多機能型居宅介護は収容人員(職員も含む)30人以上の場合、消防法における法定義務があります。介護保険法上の指定基準においては消防法の規定による防火管理者を定める必要がない場合であっても、「防火管理についての責任者」を定めなければならないとされています。下記の①~②は消防法に基づく対応の有無をお答ください。

1	防火管理者(消防法に 基づく防火管理者に限る)		1. 選定している 2. 選定していない
2	消防計画		1. 策定している 2. 策定していない
3	消防用設備等点検報告		1. 実施している (年に1回) 2. 実施していない
	避難訓練		1. 実施している 2. 実施していない
4	○をつけた	っているに た方は右も ださい	
(5)	喫煙の管理 (宿泊室以外)		喫煙場所: 1. 限定している 2. 限定していない 3. 利用者による 4. 全館禁煙 職員の見守り: 1. 実施 2. 実施していない 3. 利用者による
	喫煙の管理 (宿泊室)		喫煙 : 1. 認めている 2. 認めていない 3. 利用者による 職員の見守り: 1. 実施 2. 実施していない 3. 利用者による
6	火気 管理	キッチン	種類 : 1. I H 2. ガス 管理 : 1. 夕食後の使用が終わった後に毎日確認して書類に記載 2. 確認のみ
		ライター	1. 職員が管理している 2. 職員が管理していない
7	防炎物品 防炎製品		カーテン : 1. 防炎物品・防炎製品に限定 2. それ以外も認めている のれん : 1. 防炎物品・防炎製品に限定 2. それ以外も認めている ソファ・いす : 1. 防炎物品・防炎製品に限定 2. それ以外も認めている カーベット・じゅうたん : 1. 防炎物品・防炎製品に限定 2. それ以外も認めている 寝具 : 1. 防炎物品・防炎製品に限定 2. それ以外も認めている 寝具 : 1. 防炎物品・防炎製品に限定 2. それ以外も認めている

図表 2-64 アンケート調査票3

4. 消防法区分、消防設備についてお聞きします。

1	消防法区分	1. 消防法施行令別表第一 (6) 項ロ 2. 同 (6) 項ハ 3. 同 (5) 項ロ 4. その他 () (小規模多機能型居宅介護は (6) 項ハに該当しますが、併設機能がある場合には全体で規定します。)		
2	消火器	1. 設置 2. 未設置 (小規模多機能型居宅介護は、延床面積 150 m以上の場合、義務づけられています。)		
3	自動火災報知設備	1. 設置 (通常タイプ) 2. 設置 (連動式住宅用火災警報器) 3. 未設置 (小規模多機能型居宅介護は、延床面積 300 ㎡以上の場合、義務づけられています。)		
4	消防機関へ通報する 火災報知設備	1. 設置 (通常タイプ) 2. 設置 (ワンタッチ式) 3. 未設置 (小規模多機能型居宅介護は、延床面積 500 ㎡以上の場合、義務づけられています。)		
(5)	誘導灯・誘導標識	1. 設置 2. 未設置 (すべての小規模多機能型居宅介護に義務づけられています。)		
6	公共の消防水利までの 距離 (屋外消火栓・防火水槽・河川など)	1. 敷地内に設置している 2. 敷地外(おおよそ m) 3. どこにあるのか不明		
7	スプリンクラー設備	 (小規模多機能型居宅介護は、延床面積 6,000 ㎡以上の場合、義務づけられています。) ■スプリンクラー設置状況についてお聞きします。 1. 開設当初より設置 (1.一般用 2. 水道直結式) 2. 消防法改正により設置 (1.一般用 2. 水道直結式) 3. 設置予定 (1.一般用 2. 水道直結式 3. 検討中) 4. 設置は検討していない ■水道直結式スプリンクラーを設置している方(設置が決まっている方を含む)にお聞きします。加圧ポンプの有無 : 1. 加圧ポンプなし 2. 加圧ポンプあり 乾式湿式 : 1. 湿式 2. 乾式 		
		■消防法改正に配慮して、スプリンクラーを 新たに 設置した方にお聞きします 1. 費 用 : 円 (うち交付金・単独補助など 円) 2. 施工期間 : ケ月 (年 月 ~ 年 月) 3. 施工期間中の利用者の生活継続はどのようにして行いましたか。具体的に記載下さい。 4. 特記すべき課題があった場合には具体的に記載ください		
		■ 275 ㎡以上1000 ㎡未満のグループホームはスプリンクラーの設置が義務付けられましたが、設置不要の特例措置があります。小規模多機能は本特例とは直接の関係はありませんが、参考までにお聞きします。 ・貴小規模多機能型居宅介護はこの特例措置を満たしていますか。 1. 満たしている → 1. 避難強化タイプ 2. 避難経路確保タイプ 3. 避難所要時間と限界時間タイプ 2. 満たしていない 3. 分からない		

図表 2-65 アンケート調査票4

5.		半う自治体福祉部局、消防署、水道局の対応や見解について、 とがあれば記入ください。
1	自治体福祉部局	
2	消防署	
3	水道局	
1. 介隊 3 2. す扇 3.	2 階建て以下で、 か助者一人あたりの おか力者(併設さよう 人以内となるよート 2 階建て以下で、 で、がついしい またなる 本アンケーで、 で、すき はたなるよート となるよート 2 階建で、かっしい はまたな 本アンケーと 共同住宅の複数の 避難時間が避難に ・ 本アンケート	内装仕上げが不燃材・準不燃材・難燃材のいずれかで、かつ、夜間における自力避難困難者(要介護3以上の者)が、従業員にあっては4人以内、近ている施設の職員、近隣住民、契約している警備会社の職員等)にあっては2介助者が確保されている場合。の「避難強化タイプ」 匿および天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材・準不燃材・難燃材のいべての居室において、どの居室から出火しても、出火した居室の前を通らずを介して、地上または一時避難所に直接でることできる場合。の「避難経路確保タイプ」(腰窓で避難経路が確保されている場合は該当しません) 部屋を使用し・・・(以下、割愛。障害者グループホームなどを対象としています) 界時間を超えない場合。の「避難所要時間と限界時間タイプ」 健限界時間の算出方法は現在、検討会で議論されています。)
記入	者名(問い合わせ	先電話番号) ご協力ありがとうございました。
(Tr	T) 本研究終了後、ご記入者宛に調査結果を 含めた研究報告書をお送りします。

図表 2-66 アンケート調査票5

第3章 安全性確保に関する基本的な考え方 本章では、利用者の暮らしと安全性の両立 に向けた基本的な考え方を整理します。

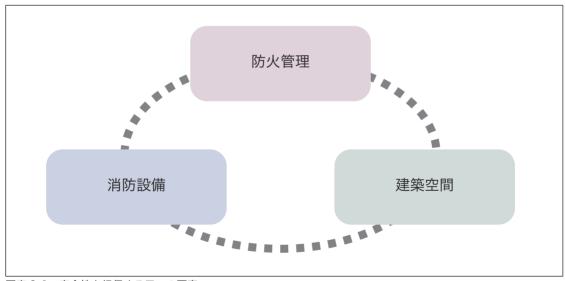
1)

安全性を担保する三つの手法 - 防火管理・建築空間・消防設備-

2009年の消防法の改正、2007年の建築基準法の改正により、認知症高齢者グループホームをはじめとする小規模社会福祉施設における防火対策や耐震対策が厳しくなったと言われています。各種法令が強化されたのは事実ですが、事業者の方々は自らの責任において、火災を出さないための対策、震災時に利用者の命を脅かさないための対策を講じる必要があります。

施設の防火対策は防火管理、建築空間、消防設備の三つの視点から講じてゆくことが原則となります。それゆえ、個々の認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護の状況によっては、選任義務がなくても消防法に基づく防火管理者を置くこと、設置義務がない延床面積でもスプリンクラー整備を設置することなどが必要な場合もあるでしょう。法令遵守は最低基準であり、基準を満たしていることと適切な安全性を確保していることはイコールではないとの認識に立ち、施設の立地条件・建物や設備の特性・人員体制・利用者の心身状態などを踏まえて、個々の施設にあった対応策を講じることが必要です。このことは施設の耐震対策でも同様です。

そのためには防火対策ならびに耐震対策に関して幅広く情報を収集し、知識を深めてゆかなければなりません。施設関係者・福祉行政・建築行政・設計者・消防関係者・水道関係者・利用者・家族など関わる人々は多岐にわたり、多くの専門知識を必要とします。互いの立場や役割を理解し、より効果的な対策を講じていきたいものです。

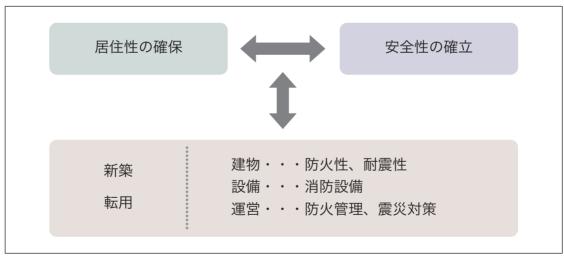


図表 3-1 安全性を担保する三つの要素

2 居住性と安全性の両立

高齢者ケアの考え方はこの十年で大きな転換期を迎えました。利用者の尊厳を守る 仕組みが模索され、医療モデルから生活モデルへ、施設完結モデルから地域包括モデ ルへと変化し、利用者の暮らしを支える器のあり方にも変化が訪れます。認知症に対 しては馴染みの環境、家庭的雰囲気、住み慣れた地域などの有効性が明らかとなり、 民家を転用した認知症高齢者グループホーム、認知症デイ、宅老所、小規模多機能型 居宅介護が整備されました。家庭的雰囲気が優先されるあまり、建物としての安全性 が担保されていないケースがありましたが、長崎県大村市の認知症高齢者グループ ホーム火災、たまゆら火災、中越地震などを教訓に安全性への機運が高まってきまし た。今後は居住性と安全性の両立を目指した施設づくりや生活支援が求められます。 新築であれ改修であれ、この基本原則に変わりはありませんが、建物・設備・運営の バランスをどうとるかは個々の施設の運営状況、既存建物の建築状況などによって異 なります。

認知症については、その症状に対する理解不足や支援体制の難しさから、無機質で生活感のないハードを整備し、そのなかで個別化の原則を軽んじたケアを提供し、暮らしを奪ってきた長い歴史があります。この状況が改善に向かっていることは間違いありませんが、安全や保護を重視するあまりにこの歩みを止めるような対応をすることがあってはなりません。喫煙を全面的に禁止すること、掃き出し窓を一律に施錠すること、利用者の暮らしを奪うようなかたちで安全性を担保しては本末転倒です。建築としての安全性と居住性のバランスを担保したうえで、建築・設備・運営を通して利用者の暮らしを脅かさないかたちで安全を保障することが何よりも大切です。



図表 3-2 居住性と安全性の両立

第4章

防火安全対策の構築

防火安全対策には出火対策、延焼対策、避難対策の3つの段階があります。各段階別に対策は防火管理・建築空間・消防設備の三つの視点から講じられており、いずれの対策も職員数の少ない夜間帯も含めて対策を検討することが大切です。認知症高齢者グループホームと小規模多機能を想定しながら、その概要を以下に記します。

1

防火安全対策の全体像

防火安全対策には出火対策、延焼対策、避難対策の3つの段階があります。各段階別に防火管理・建築空間・消防設備の三つの視点から対策が講じられており、いずれも職員数の少ない夜間帯も含めて対策を検討することが大切です。その概要は下記の通りです。

出火対策 : 火気管理を行うともに整理整頓を心がけ出火の防止に努めること。

生活の場であるので、調理や喫煙への配慮が特に重要である。

延焼対策 : 火災が発生した際に、その事実を早期に発見し、初期消火を行い延

焼防止に努めること。自動火災報知設備や消火器、スプリンクラーなどの消防設備のほか、火や煙を一定の区画内に閉じ込めるような建築的な配慮(防煙区画、防火区画)、消火訓練などが該当する。

防炎物品や防炎製品なども延焼拡大を抑制する。

避難対策 : 早期に火災を発見し、速やかに避難を行うこと。自動火災報知設備

や消防に通報する火災通報装置、誘導灯などの消防設備、二方向避難や排煙設備、明快な空間構成、バルコニー設置などの建築的配慮、避難訓練などが該当する。認知症高齢者の多くは自力避難困難者であるため、職員による誘導が必要不可欠であるとともに、水平避難

の確保が重要となる。

過去の火災事例をもとに一連の対策のどこに不備があったのかを確認してみます。 取り上げる事例は、特別養護老人ホーム松寿園火災(1987年6月6日 死者17、負傷25)です。この火災は、夜間帯での発生、防火意識の不足、スプリンクラー設置 義務なし、といった観点で2006年のグループホームやすらぎの里さくら館の火災に 酷似していると言われています。

-特別養護老人ホーム松寿園火災の概要-

午後 11 時 20 分、耐火 3 階建物の 2 階リネン室から出火。当時、利用者 74 名に対して 2 名の職員が夜勤にあたっていた。自動火災報知設備のベルが鳴ったことで職員は火災に気づくが、ベルの停止に時間を要する。その後の調べで、日頃、この訓練が行われていなかったことが判明。一人の職員が火災現場にかけつけ、消火器で初期消火を試みるが失敗。火元ではなく煙に対して放射したとのこと。これも日頃の訓練や教育の不備と判断できる。近くには施設が自主的に設置した屋内消火栓もあったが、使い方が分からず使用に至らず。もう一人の職員は119 番通報を行うが、火災発生から既に8~9分が経過していた。その後、利用者をベランダに護送するなど避難誘導を行う。助かった高齢者の殆どは、到着した消防により救出された。収容先の病院で5名、建物内で12名、計17名が死亡した。

この特養では消防設備の設置、防火管理者の選任、消防計画の作成と届け出、避難訓練の実施などが消防法に基づいて実施されていました。このほか、屋内消火栓と非常放送設備が施設の自主的判断により設置されていました。二方向避難の確立、特別避難階段とバルコニーの設置もなされており、消防設備と建築空間は高い水準であったと判断できます。にもかかわらず多数の死者を出した要因としては、職員教育が徹底していないかったこと、火災を消し止める設備がなかったことがあげられます。

出火・延焼・避難の各段階で、防火管理・建築空間・消防設備が適切に機能することが大切なことがおわかり頂けるかと思います。

2 関連法規の枠組み

防火安全対策に関わる法規には消防法、建築基準法、介護保険法の3つがあります。 消防法は消防庁、建築基準法は国土交通省、介護保険法は厚生労働省が管轄していま す。

届け出などの各種手続きは、当該エリアを管轄する消防署、当該市町村の建築指導課、当該市町村の福祉部局の三か所で行います。縦割り行政となっているため部局間の連携が行き届いていないことがままあるようです。また、水道直結式スプリンクラーの設置(消防法)については、水道局との調整も必要となります。

法律の解釈や運用は全国一律ではありません。地域によって異なる部分がありますので、詳細は所管する行政に確認下さい。認知症高齢者グループホームを児童福祉施設と寄宿舎のどちらで扱うのか(建築基準法)、水道直結式スプリンクラーの設置免除規定の運用(消防法)などがその典型となります。似通った言葉が各法で用いられていることもあります。例えば、介護保険法では消防法上の「防火管理者」の設置義務とは関係なく、「防火管理についての責任者」を定めなければならないとされています。

建物用途に関わる分類も、消防法と建築基準法では異なっています。



図表 4-1 関連法規の枠組み

3 関連法規の改正

3-1. 火災と法改正

高齢者施設や障害者施設での火災は繰り返し発生しており、その都度、各種法規の 見直しが検討されてきました。特記すべきものとしては下記の3つがあります。

1955年 養老院聖母の園火災 (横浜市)

未明に出火し、木造2階建の同養老院を全焼。144名のうち99名が死亡。出火原因はカイロの捨て灰の不始末。厚生労働省の上乗せ基準が設けられ、準耐火構造もしくは耐火構造が義務付けられた。

1987年 特別養護老人ホーム松寿園火災(東村山市)

夜間に出火し、耐火3階建物の2階500 ㎡弱を焼損。74名のうち17名が死亡。消防法が改正され、延床面積1,000 ㎡以上の特養にスプリンクラー設置が義務付けられた。当時のベッド規模からみて、ほぼすべての特養に義務付けられたことになる。

2006年 認知症高齢者グループホームやすらぎの里さくら館火災(大村市) 夜間に出火し、RC 造一部木造平屋の 279 ㎡を全焼。9 名のうち7名 が死亡。消防法が改正され、延床面積 275 ㎡以上の小規模福祉施設に おける防火管理者の選任、消防設備の設置などが義務付けられた。

3-2. 消防法改正の詳細

以下では2009年4月の消防法改正について詳しく記載します。

3-2-1 • 消防法区分

図表 4-2 に改正前後の消防法区分を示しました。区分によって義務付けられる消防設備や防火管理体制は異なります。

改正前、認知症高齢者グループホームは(5)項口と(6)項口のいずれに属するかが明確ではなく、消防署によって判断が分かれていました。この点を含めて区分が見直され、(6)項口が(6)項口と(6)項ハに分離されました。(6)項口には「主として障害の程度が重い者<自力避難困難者>が入居する施設」が該当し、(6)項ハにはそれ以外の入居施設や通所施設が該当します。自力避難困難者とは要介護3以上、障害程度区分4以上の者が概ね8割を超えることを指します。

認知症高齢者グループホームは (6) 項ロに属することとなりました。消防庁は延 床面積 1000 ㎡未満で (6) 項ロに該当する入居施設を小規模福祉施設と呼称してい ます。

小規模多機能型居宅介護施設は(6)項ハに明記されています。泊まり機能があることから、消防法(6)項ロと同様の指導を行う場合もあるようです。

(5)項イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これに類するもの
(5)項口	寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)項イ	病院、診療所又は助産所
(6)項口	老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるも のに限る) 認知症高齢者グループホーム
(6)項八	老人デイサービスセンターなどの通所系サービス 軽費老人ホーム 有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるも のを除く) 小規模多機能型居宅介護
(16) 項イ	複合用途の建物等 (複合用途防火対象物のうち、その一部が(1) ~(4)項、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対 象物の用途に供されているもの)

図表 4-2 消防法区分

3-2-2 防火管理体制

法改正によって防火管理体制がどのように強化されたかを図表 4-3 に示しました。 防火管理者の選任が必要となる収容人員(入所者と従業員を合算した人数)は 30 名以上でしたが、改正により(6)項ロに該当する場合は収容人員 10 名以上に強化 されました。これにより殆どの認知症高齢者グループホームは防火管理者を選任する こととなります。(6)項ハに該当する場合は、従来と変わりなく収容人員 30 名以 上です。小規模多機能型居宅介護はこちらに該当します。

防火管理者に選任された者は、防火管理者資格講習を受講します。そのうえで、施設の実態に応じた消防計画の作成、消火訓練や避難訓練の実施、防火教育の実施、日常の火気管理の徹底、消防用設備等の維持管理などを行います。これらを通して事業所職員全員で施設の防火管理体制を確立するよう努めます。避難訓練は年2回以上が義務付けられています。

	(6)項口 (認知症高齢者 GH)	(6)項八 (小規模多機能型居宅介護)
防火管理者の選任 消防計画の作成・提出	収容人員 10 人以上	収容人員 30 人以上
消防設備等点検報告	1年1回義務付け	3年1回義務付け
防炎物品の採用	全ての施設が対象	延床面積 150 ㎡以上

図表 4-3 消防法区分と防火管理体制

3-2-3 • 消防設備

法改正によって消防設備の設置基準がどのように強化されたかを図表 4-4 に示しました。

消防法(6)項口に該当する施設では、消火設備と警報設備の設置義務の範囲が拡

大しました。自動火災報知設備、火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)、 消火器は延床面積によらず全ての施設に設置します。スプリンクラー設備は延床面積 275 ㎡以上の施設が該当しますが、延床面積が 1,000 ㎡未満の施設では水道を利用 した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。また、 建物の位置、構造、設備等の状況によってはスプリンクラー設備の設置が免除される 場合があります(詳細は本章 4 を参照)。

既存施設の場合、事業を運営しながらスプリンクラー設置工事を行う必要があることから、平成24年3月31日まで、設置に猶予期間が設けられています。自動火災報知設備、消防機関に通報する火災報知設備にも、同様の猶予期間があります。消火器の猶予期間は平成22年4月1日までとなっています。

	(6)項口 (認知症高齢者 GH)	(6)項八 (小規模多機能型居宅介護)
誘導灯	全ての施設に設置	全ての施設に設置
消火器	全ての施設に設置	150 ㎡以上
自動火災報知設備	全ての施設に設置	300 ㎡以上
消防機関に通報する 火災報知設備	全ての施設に設置	500 ㎡以上
スプリンクラー	275 ㎡以上 (1,000 ㎡未満は特例あり)	6,000 m以上

図表 4-4 消防法区分と消防設備

4 消防設備

以下では、主たる消防設備を紹介します。

4-1. 誘導灯・誘導標識

誘導灯とは、火災などで避難する際に避難経路や避難口を示すための設備で、延床 面積に関係なく設置します。避難口誘導灯・通路誘導灯・客席誘導灯の3つがあり、

福祉施設に関係するのは前者の2つです。停電など非常時にも消灯することがないよう、技術的配慮がなされています。 光源のないものは誘導標識と呼ばれ、誘導灯を補完するものとして設置されています。

不点灯、ちらつき、損傷がないよう定期的に確認することが大切です。併せて、 誘導灯の周囲に視認障害物がないことを 確認下さい。



図表 4-5 誘導灯と誘導標識

4-2. 消火器

認知症高齢者グループホームの場合は延床面積に関係なく、小規模多機能型居宅介護の場合は延床面積 150 ㎡以上(3 階以上では延床面積 50 ㎡以上)に設置義務があります。

消火器には様々な種類がありますが一般的なのは小型粉末消火器(10型消火器)です。放射時間は $15 \sim 20$ 秒、放射距離は $4 \sim 5$ mですので、火元まで近づいて一気に薬剤で覆うことが肝要です。使用方法が適切でないために消火に至らないケース

が散見されますので、消火訓練の際は消火器に直に触れ、正しい使い方を身につけてください。耐用年数は容器が8年、薬剤が5年です。半年ごとに実施する機器点検で確認のうえ適宜交換します。安全栓が外れていないか、封が脱落していないか、圧力計が支持範囲内にあるか、なども確認事項です。本来の設置場所(火気使用室など)とは異なる場所に置かないよう注意ください。



図表 4-6 消火器

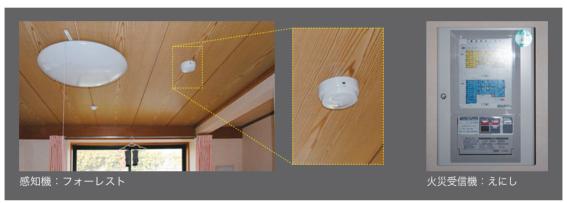
4-3. 自動火災報知設備

熱や煙を自動的に感知し、ベル(地区音響)を鳴らして建物内の人々に火災が発生 したことを自動的に知らせる装置のことを指します。略称で自火報(じかほう)と呼 ばれています。

認知症高齢者グループホームの場合、延床面積に関係なく設置義務があります。ただし、延床面積が300 ㎡以下の場合、連動式住宅用火災警報器でも認められています。小規模多機能型居宅介護の場合、延床面積300 ㎡以上で設置義務があります。

表示灯が点灯していること、受信機のスイッチが入っていること、未警戒部分がないことなどを確かめてください。ベルの停止方法も含めて受信機の使い方を把握しておくことが肝要です。

なお通常の住宅用火災警報器は、熱や煙を感知した感知器のみが音声やブザーを鳴らす仕組みですので、建物内全体に火災が発生したことを知らせることはできません。



図表 4-7 自動火災報知設備

4-4. 消防機関に通報する火災報知設備

火災通報装置または火災通報専用電話機の火災通報ボタンを手動でワンプッシュするだけで、電話回線を利用して119番に自動通報できる設備を指します。119番には予め録音しておいたメッセージ(火事が発生したことと、住所や名前など個別のメッセージ)が伝えられます。メッセージを受信した119番から火災発生を確認する逆信があります。逆信終了後、管理責任者、近隣の関連施設、主職員などに同様の通報

メッセージを送ることができます。これらにより消防ならびに関係者が速やかに火災現場に集まることができます。

認知症高齢者グループホームの場合は延床面積に関係なく、小規模多機能型居宅介護の場合は延床面積500㎡以上に設置義務があります。



図表 4-8 消防機関へ通報する火災報知設備

5 スプリンクラーの基礎知識

火災を感知すると天井面に設置されたスプリンクラーヘッドの一部が溶解し、そこから自動的に水を散水し、初期消火を図る設備のことを指します。設置コストは高いものの確実に初期消火ができることから、高層建築物、地下街、工場、病院、ホテル、百貨店、福祉施設など多くの建物に設置義務が課せられています。

5-1. 設置義務と緩和規定

認知症高齢者グループホームは延床面積 275 ㎡以上に設置義務があります。延床面積が 1,000 ㎡未満の場合は水道を利用した特定施設水道連結型スプリンクラー設備(以下、水道直結式)とすることが可能です。水圧が不足しているなどの理由で水道直結式の整備ができない地域もありますので、ご留意ください。建物の位置、構造、設備等の状況によってはスプリンクラー設備の設置が免除される場合があります。

小規模多機能型居宅介護は延床面積 6.000 m以上の場合に設置義務があります。

(6)項口 (認知症高齢者 GH)	(6)項八 (小規模多機能型居宅介護)
275 ㎡以上に設置義務	6,000 ㎡以上に設置義務
◆275 ~ 1,000 ㎡未満 水道直結式スプリンクラー可 (設置免除緩和規定あり)◆1,000 ㎡以上 一般型スプリンクラーを設置	一般型スプリンクラーを設置

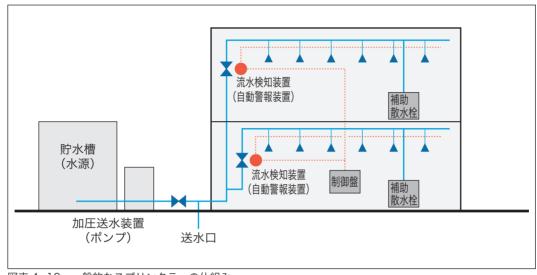
図表 4-9 スプリンクラーの設置義務と緩和規定

5-2 一般的なスプリンクラーの仕組み

水源(貯水槽)、加圧送水装置(ポンプ)、流水検知装置、配管、スプリンクラーへッド、送水口などから構成されています。火災を感知するとスプリンクラーへッドから放水が始まり、貯水槽の水が減っていきます。スプリンクラーへッドからの放水量は $80~\ell$ /分以上、放水圧力は 0.1 MPa 以上と規定されています。貯水槽の水がなくなった場合には、消防車(ポンプ自動車等)を建物外部にある送水口に連結させ、そこからスプリクラーベッドに水を送ります。

加圧送水装置には電動モーターとタービンポンプが採用されていますが、停電時にも作動するよう非常電源が必要です。スプリンクラーヘッドの機構には開放型と閉鎖型があり、医療福祉施設は閉鎖型を採用しています。閉鎖型はさらに、湿式(配管には水が常時充填されているもの)と乾式(配管に圧縮空気を封入しておくもの)に分類することができます。寒冷地を除き湿式が採用されるのが一般的です。

火災が鎮火しても水は自動的には止まりませんので、鎮火を確認して制御弁を人が 閉じる必要があります。制御弁の位置を確認するとともに、平常時に開いていること を確認下さい。併せて、散水障害となるような背の高い家具やパーティションがスプリンクラーヘッド付近にないことを確認下さい。また、水量や水圧が高いことから、ベッドとスプリンクラーヘッドの位置関係に配慮が必要な場合もあります。利用者の状態像を確認しながら個別に検討下さい。



図表 4-10 一般的なスプリンクラーの仕組み

5-3 水道直結式スプリンクラー - 仕組みと特徴 -

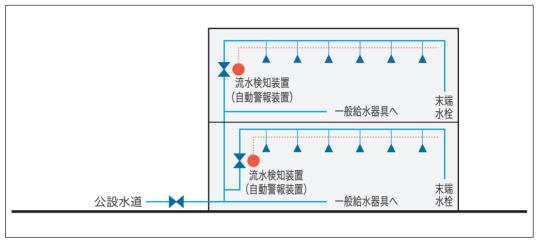
一般的なスプリンクラーは専用の水源(貯水槽)を必要としますが、水道直結式スプリンクラーは私たちが日常的に利用している公設水道を水源として用います。これにより貯水槽・加圧送水装置・送水口は不要となりますので、設置コストを抑えることができるとともに、これらの設置スペースも不要となります。

公設水道の給水管から分岐して配管するため、放水圧力や放水量は一般的なスプリンクラーより低くなります*1。水道直結式スプリンクラーが、鎮火ではなく火災や煙の抑制を目的としている、と言われているのはこのためです。あくまで避難時間を確保するためのものであることをご理解ください。

設置にあたっては地域の水道局との調整が不可欠です。最低水道圧を確認し、規値を超えた水圧を確保できる配管口径や配管経路とします。一時的に水道圧力が下がる場合は(利用が集中する夕方、農作業の水やりが集中する時期、渇水時など)、圧力を確保するための加圧ポンプを設置します。第2章に記載した通り、現状では加圧ポンプの設置と非設置の割合はほぼ半々です。加圧ポンプには非常電源は用いませんので、停電時には加圧ポンプは作動しません。当然のことながら、断水時にはスプリンクラーは作動しません。階段・浴室・トイレに加えて廊下と脱衣室にもスプリンクラーへッドの設置義務がありません。これらの点は一般的なスプリンクラーとは異なります。

火災が鎮火しても水は自動的には止まりませんので、鎮火を確認して停水栓を人が 閉じる必要があります。制御弁の位置を確認するとともに、平常時に開いていること を確認下さい。併せて、散水障害となるような背の高い家具やパーティションがスプ リンクラーヘッド付近にないことを確認下さい。これらの点は一般的なスプリンク ラーと同様です。 規定値を超えた水圧が常時確保できない場合には、水道直結式スプリンクラーが設置できないことがあります。この場合、費用はかかりますが一般的なスプリンクラーを設置します。

※1 内装仕上げが準不燃および不燃の場合は放水圧力 0.02MPa 以上・放水量 $15 \ell /$ 分以上 (4個同時開放時)、内装仕上げが難燃およびその他木質系の場合は放水圧力 0.05MPa 以上・放水量 $30 \ell /$ 分以上(4個同時開放時)と規定されている。ちなみに一般的なスプリンクラーは放水圧力 0.1MPa 以上・水量 $80 \ell /$ 分以上。



図表 4-11 水道直結式スプリンクラーの仕組み

5-4. 水道直結式スプリンクラー - 湿式と乾式 -

水道直結式スプリンクラーにも湿式と乾式があります。一般的なスプリンクラーは湿式が殆どですが(乾式は寒冷地向け)、第2章に記載した通り、水道直結式スプリンクラーの場合は湿式と乾式の割合はほぼ半々です。

湿式とは、配管内に常時水が充填されているものを指します。火災を感知するとスプリンクラーヘッドが開き放水を瞬時に開始するというシンプルなシステムで、停電時にも作動します。公設水道を用いていることからスプリンクラー配管内を水が循環することが必要なため、配管の末端栓は使用頻度の高いトイレなどにつなげます。給水管から分岐した配管を一筆書きで末端まで結ぶことも必要です。

乾式とは、配管内に圧縮空気が充填されているものを指します。火災を感知すると電気信号によって電動弁が開き、配管内に水が充填されます。システムは複雑ですが、寒冷地でも設置可能なうえ水漏れの心配はありません。停電時には手動で電動弁を作動させる必要があります。

	湿式	乾式
方式	・配管内に常時水が充填	通常時、配管内は空 (火災を感知すると電気信号によって電 動弁が開き、配管内に水が充填される)
特長	・システムがシンプル・停電時でも自動的に作動する・末端栓をトイレなどにつなげる・配管を一筆書きの設計とする	・寒冷地でも設置可能・水漏れの心配が不要・既存建物への設置が容易・停電時には手動で電動弁を作動

図表 4-12 湿式と乾式の違い

5-5. 設置費用と設置交付金

一般型スプリンクラーの設置費用は、定員 80 人の特別養護老人ホーム(全室個室ユニット、約 5,000 ㎡と仮定)で貯水槽・加圧送水装置・配管設備・自家発電設備込みで 3,500 ~ 4,000 万円程度です。水道直結式スプリンクラーの設置費用は 9,000円/㎡程度で、定員 9 名のグループホームで 300 万円程度です。既存建物に新たに設置する場合はこれよりも $2.0 \sim 3.5$ 割ほどアップするとの指摘もあります。

既存施設へのスプリンクラー設置に対しては交付金制度があります。

認知症高齢者グループホームは、延床面積 275 ㎡以上、平成 20 年度末までに開設・竣工・着工された施設が対象です。補助額は 9,000 円/㎡で、単年度事業のため年度内完了を原則とします。消防法改正による猶予期間が平成 24 年 3 月末までであることから、この交付金は平成 23 年度末までの措置です。小規模多機能型居宅介護も延床面積 275 ㎡以上の既存施設が対象です。補助額は認知症高齢者グループホームと同様に 9,000 円/㎡です。いずれの場合も交付金は事業者に支払われますので、建物を賃借している場合には所有者との協議が必要です。自治体によっては 275 ㎡以下の認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護に対しても独自の交付金制度を設けています。

新築の275 ㎡以下の認知症高齢者グループホームや新築の小規模多機能型居宅介護について、スプリンクラー設置を誘導する観点から独自の交付金制度や指導を行っている自治体もあります。各市町村の状況については個別に自治体に確認下さい。

5-6. 事業を継続しながら施工する場合の留意点

後付けでスプリンクラーを設置する場合、利用者への配慮が必要となります。一般的には施工区画を設けてエリア毎に施工します。区画と養生には十分に配慮下さい。配管の加工や切断時には大きな音が発生しますので、可能な限り、利用者の生活エリアから離れた場所でこれらの作業を行います。不穏な様子が見られた場合には施工を中断することもあるようです。視察した範囲では、概ね一月程度の施工期間を要していました。

天井の懐に余裕がある場合には、点検口を設けて天井を落とさず工事を行えますので天井裏に配管を隠ぺいするのが一般的です。懐に余裕がない場合には、露出配管となることが多いようです。工期や費用の関係から居室や食堂・居間のみ隠ぺいし、廊下は露出とする事例も見受けられます。

下記にスプリンクラー後付けの施工事例をまとめしたので参考にして下さい。

	施設名	はぴね中野坂上
	開設年月	
	事業内容	
		東京都中野区
	建 物 :	RC 造、地上 3 階
概要		(1階 :デイサービスとして整備・未開設)
州女		(2・3階:グループホーム 9名 1ユニット)
	延床面積	3 961 m ²
	所有形態	賃貸
	SP概要	水道直結式/加圧ポンプあり/乾式
		871.5 万円(交付金 830 万円)
	l	2010年2月22日~3月24日
	加品工共和国	
	2009.09	: 見積書・図面などを添えて中野区に申請
	2009.11	: 助成決定 入札準備着手
	2009.12	施工業者募集の公示(約2週間)→5社が応募
経緯	2010.01	現場説明会開催
	2010.02	: 入札 → 業者決定 → 請負契約
	2010.02	二 工事開始
	2010.03	消防完了検査

- ◇ 工事は 9 時~ 17 時の平日に実施。通常は 4 名程度の工事関係者が現場に入る。
- ◇ 1階→2階→3階の順に実施。各居室に点検口を2カ所設け、そこから SP 管を 設置する。
- ◇ 1 居室あたり約 1 日の工事。利用者は思いのほか落ち着いている。食堂は数日かけて点検口設置と SP 配管を行う。食事時間には一時的に工事を中断する。
- ◇ 日によっては別階の GH で食事をとったが、ソファを廊下部分に設け、同じユニットで過ごせるような工夫も行った。昼食と散歩を兼ねて外出した日もあった。
- ◇工事の音が気になる利用者が何名かいた。
- ◇ 天井の懐が深いため、殆どは隠ぺいできたが、梁の関係で配管が剥き出しとなり、 カバーで処理したところがあった。
- ◇ 電気工事、外部配管は最後に一括して実施した。
- ◇ 3月24日に消防検査を実施し無事、工事終了。

図表 4-13 スプリンクラー設置の実例



5-7. スプリンクラー設置免除規定の詳細

スプリンクラー設置免除規定には2つのものがあります。一つは延床面積に関係なく設置免除規定となるもので、いま一つは延床面積1,000 m未満の小規模福祉施設に限った免除規定です。

前者は一定の防火区画(各区画の床と壁を準耐火構造で区画、内装は準不燃以上、 開口部は防火戸等、区画の大きさは 100 ㎡以下など)を要しますが、これを満たす ことは現実的ではありません。対象外とお考え下さい。

後者には4つの特例措置があります。いずれかを満たせば設置が免除されますが、規 定の運用は所轄消防署によって異なります。詳細については所轄消防署に確認下さい。

- (1) 2 階建て以下で、内装仕上げが不燃材、準不燃材又は難燃材であり夜間における従業者 (*1) 1 人当たりの要保護者 (*2) が4 人以内又は近隣協力者 (*3) 1 人当たり要保護者が3 人以内。この場合一定条件 (*4) を満たした複数ユニットにあっては要保護者が最大となるユニットにおいてこれに応じた介助者の数で足りる。
- (2) 各居室から屋外等に容易に至ることができる小規模社会福祉施設以下の要件すべてに該当すること
 - ①平屋建て又は地上2階建てであり、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃 材、準不燃材又は難燃材であること。
 - ②すべての居室から扉又は掃き出し窓を介して、地上又は一時避難場所に直接出る事が出来ること。
 - ③一時避難場所の位置構造は外部からの救出を妨げるものでないこと。
 - ④夜間の体制が夜勤者1名となる2ユニットの小規模社会福祉施設には近隣協力者が 1名以上確保されていること。
- (3) 共同住宅の複数の部屋を使用しその総面積により小規模社会福祉施設に該当するもの。以下のすべての要件に該当すること。
 - ①壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材、準不燃材又は難燃材であること、 又1区画の部屋の床面積が100 m以下であること。
 - ②3階以上であるときは当該部分を区画する壁及び床が耐火構造となっておりその開口部(屋外に面する窓等を除く)に常時閉鎖式、又は自動閉鎖式の防火設備が設けられていること。
 - ③要保護者の数が1区画あたり4人以下であること。また、すべての要保護者が、自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介護者の誘導に従って自立的に歩行避難できるものであること。
 - ④当該施設において従業者が確保されていること。
- (4) 前記(1)~(3) 以外で避難時間が避難限界時間を超えないもの。
 - *1 従業者とは夜勤職員、宿直職員、宿直ボランティア、住み込みの管理者など当施設において入所者と ともに起居する者をいう。
 - *2 要保護者とは当施設に入所している老人(要介護3以上の者に限る)、乳児、幼児、身体障害者等(障害程度4以上の者に限る)、を言う。
 - *3 近隣協力者とは当該施設に併設されている施設の職員、当該施設の近隣住民、当施設と契約している 警備会社の職員等で火災発生時に駆けつけて避難介助を行う者をいう。
 - *4 一定条件とはユニット間に設けられる壁及び床が耐火構造又は準耐火構造であること。また、壁又は 床に開口部がある場合には、当該開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられていること。 各ユニットにおいて、他のユニットを経由することなく地上に至る避難経路を有しているものであること。

(平成19年6月13日消防予第231号)

図表 4-14 小規模福祉施設におけるスプリンクラー設置免除規定

6 防火対策としての空間整備

施設の防火対策は防火管理、建築空間、消防設備の三つの視点から講じてゆきますが、建築空間として最低限守るべき事柄は建築基準法によって規定されています。新築の場合は確認申請を行うため特段の問題はありませんが、既存の建物を転用する場合は留意が必要です。新築の場合は、①建築基準法上の用途を確認したうえで、②その用途が遵守すべき構造制限、内装制限、防火規定、避難規定等をクリアするという手順を踏みますが、既存改修や増築の場合は、上記2点に加えて③確認申請が必要か否かの判断が①と②の間に加わるからです。この判断を巡る状況は、この十年で大きく変化しています。以下、順次説明を加えてゆきます。耐震性能に関する事柄は第5章に記載しておりますので、そちらを参照下さい。

6-1. 建築基準法上の用途

図表 4-15 に建築基準法における特殊建築物の用途区分を記載しました。用途区分に認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護が明記されていないこともあり、どの用途と判断するかの解釈が自治体によって大きく異なる時期がありました。現在では、殆どの自治体が児童福祉施設等として扱っています(一部の自治体は寄宿舎として扱っていますが、以下、本報告書では児童福祉施設であることを前提に記載します)。

グループ	区分	建築物の用途	
第一	1)	劇場、映画館、演芸場	
—————————————————————————————————————	2	公会堂、集会場	
第二		病院	
5 —	3	診療所 (患者の収容施設があるもの)、児童福祉施設等	
	4	ホテル、旅館	
第三	(5)	下宿、寄宿舎	
		共同住宅	
第四	6	博物館、美術館、図書館	
第四	7	育館、ボーリング場、スケート場、水泳場等	
第五	8	百貨店、マーケット、その他の物販店舗	
第六	9	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー	
第七 ⑩ 待合、料理店		待合、料理店	
第八	第八 ⑪ 映画スタジオ、テレビスタジオ		

図表 4-15 特殊建築物の用途区分(建築基準法)

6-2. 確認申請の有無 (既存改修の場合)

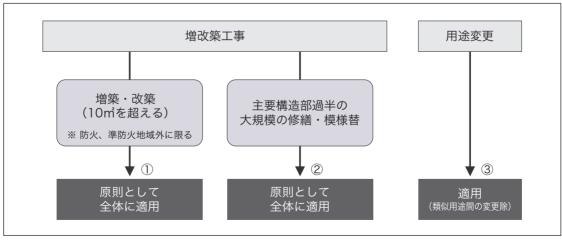
新築の場合、延床面積に関わらず全てのケースで確認申請が必要です。 既存建物を改修して用いる場合、確認申請が必要なケースは以下の3つに分類されます (図表 4-16)。

- ①延べ床面積 10 ㎡を超える建築工事(増築・改築・移転新築など;防火、準防火地域外に限る)
- ②主要構造部(壁・柱・床・梁・屋根・階段)の一種以上について行う過半の修繕・ 模様替え

③用途変更

- ①は10㎡を超える増築を行う場合が該当します。民家改修を中心に延床面積が十分ではないため、増築が必要となり、これに該当するケースが多々あると思われます。別棟として整備する場合は別棟のみの確認申請でかまいません。
- ②は構造躯体には手を加えず内部をスケルトンにして改修する場合でも該当します。 ③の用途変更では、延床面積 100 ㎡以下の場合、従前用途に関わらず確認申請は不要です。延床面積が 100 ㎡を超える場合、以下のようになります。類似の用途変更 (図表 4-15 における①~⑪の各用途の相互間) については確認申請が不要です。また、図表 4-15 に示す第一~第八のグループ間での用途変更の場合、工事は不要で、確認申請の手続きだけで構いません。これ以外の用途変更は確認申請を行ったうえで、必要な工事を行いますが、遡及適用となる項目が限定されています。防火関係はこの限定項目に該当しますので、現行法規に適合するよう改修を行います。また、オフィスや民家は特殊建築物には該当しませんので、児童福祉施設等への用途変更が必要となり、現行法規に適合するよう改修を行います。

小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームの殆どは 100 ㎡を超えていますが、宅老所の場合はこれに満たないものがかなりありますし、住宅として扱われてきたものが多く存在しています。こういった規模の小さな宅老所が小規模多機能型居宅介護に運営形態を変更する場合には、児童福祉施設等への用途変更や増築を伴いますので、確認申請を行い現行法規に適合させることが必要となります。現行法規に適合させるためには改修費用が必要となるため、この費用をどのように手当するかが課題となっています。



図表 4-16 確認申請

6-3. 遵守すべき各種規定と防火管理体制

防火に関連する主な規定としては以下があります。

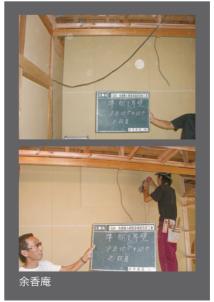
構造制限・防火制限 : 火災が発生した際、他の建築物に火災が及ばない、延焼速度を遅くするなど市街地の防火を念頭に設けられた規定を指します。耐火構造や準耐火構造の採用、屋根の防火性能の確保などが該当します(法 22 条、法 23 条、法 60 条、法 61 条)。

内装制限 : 一定の延床面積を超える場合、壁や天井などに難燃材や不燃材を 用いることを規定しています。スプリンクラー設備と排煙設備を 設置した場合には、この制限の適用外です(法35条の2、令128 条4、令129条)。

排煙の検討: 火災の起こった部屋の煙を外部に排出し、避難経路に煙が充満しないようにする規定を指します。床面積500 ㎡以下の場合は、居室のみが対象となります。機械排煙と自然排煙があり、自然排煙の場合は、排煙口の開放装置を火災発見者が作動させます。開口部(自然排煙口)をカーテンで塞がないようにすること、開放装置の位置を職員で共有し操作方法を理解することが防火管理体制として必要になります(法35条、令126条2、令126条3)。

防火上主要な間仕切り壁の設置 : 既存改修時に最も手間と費用がかかる改修項目です。火災発生時の延焼の拡大を抑え、安全に避難できること等を目的に、①居室を3室以下かつ100㎡以下に区画する壁と②避難経路を区画する壁(廊下の両側の壁が該当します)、③火

気使用室を、防火上主要な間仕切り壁(準耐火構造、小屋裏は大井裏に達せしめる)とます。真壁工があります。真壁工があり扱いは、「間柱ホーコ358 号でが、ないとする見解もあるようで、真壁では所となるようで、真壁では判断されますがないます。全は114条とあります(注36条金114条)を表ります。

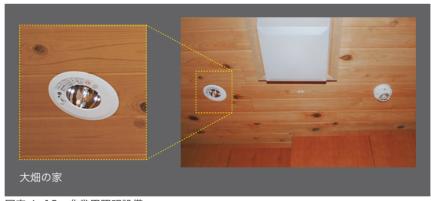


あります。(法36条、令114条) 図表4-17 防火上主要な間仕切り壁工事

廊下幅員の確保: 廊下の幅は、避難が速やかに行われることを目的に設置されている規定です。地方条例で更に規定されている場合もありますので、事前に所管行政に確認しておくことが必要です。居室の床面積が 200 ㎡を超える場合、両側居室の場合で 1.6 m以上、片側居室の場合で 1.2 m以上を確保しなければなりません(ここでいう居室とは、利用者の居室に限りません。用途如何にかかわらず本条の規定を受けます)。廊下の幅は壁芯ではなく、有効幅をとります。住宅にはこの規定はありませんので、民家改修で居室の床面積が 200 ㎡を超えるような場合には大掛かりな改修が必要となります。(令 117 条、令 119 条)

避難経路および屋外通路の確保: 速やか避難が行われることを目的に、居室から直通階段に至るまでの距離、直通階段の数等を規定しています。これについては、東京都安全条例のように別途、条例を定めていることがあります。児童福祉施設の場合、2階の床面積が50㎡をこえると2以上の直通階段が必要となり、民家改修の場合、階段の設置が必要となります。(法35条、令121条、令128条)

非常用照明設備: 停電時に、速やかに避難が行われることを目的に設置される 蓄電池式の照明のことです。認知症高齢者グループホーム、小規 模多機能型居宅介護ともに設置義務があります。原則、廊下や食 堂、リビングなどに設置します。(法35条、令126条4、令126条5)



図表 4-18 非常用照明設備

7 防火管理体制の構築

施設の防火対策は防火管理、消防設備、建築空間から講じてゆきます。このうち建築空間と消防設備はハードに類するものですが、防火管理はソフトに類するものと言えます。適切な防火管理体制を構築するためには、建築空間や消防設備といったハードの意味を理解したうえで、個々の施設の運営体制を踏まえて検討を加えることが欠かせません。

7-1. 防火管理者の役割と責務

施設の防火管理は、施設に関わる職員全員で構築します。この防火管理の推進責任者を防火管理者と呼び、(6)項口に該当する認知症高齢者グループホームは収容人員10名以上の場合、(6)項ハに該当する小規模多機能型居宅介護は収容人員30名以上の場合に、選任義務があります。認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護では、施設長もしくはそれに次ぐ立場の方が防火管理者になることが多いようです。

防火管理者は、消防計画の作成と届出、消火・通報および避難の訓練の実施、消防 用設備等の点検整備、火気の使用または取り扱いに関する監督、避難または防火上必 要な構造及び設備の維持管理、収容人員の管理、などを行います。グループ内に特別 養護老人ホームや老人保健施設などの規模の大きな施設がある場合には、そこでの防 火管理体制を参考にしてもよいでしょう。

防火管理者になるためには一定の講習を受講することが必要です(甲種:12時間以上、乙種:6時間以上)。この講習の受講義務は一回限りであるため、防火管理者は最新情報を意識的に収集・把握することが欠かせません。定期的な消防検査の際に消防関係者と情報交換を行っている施設もあります。

7-2. 火気管理

喫煙については、全館禁煙とする施設もあるようですが、生活の場であることを考慮するならば喫煙場所を限定したうえで、適切な管理を行うという視点を持つことが肝要です。喫煙場所は1ないし2か所に限定する、喫煙時には職員が付き添う、火気(ライターなど)は職員が管理する、喫煙後の火気の始末を確認する、灰皿の処理を定期的に行う、などの配慮がなされています。廊下の一部に設けた喫煙スペースの近くにスプリンクラーヘッドを設ける施設もあります。

キッチンの火気の確認を日々行い記録する、暖房器具や電熱器具の居室への持ち込みを控えてもらう、コンセントを定期的に確認する、IH機器を採用する、可燃物の置き場所と整理整頓を心がける、線香の火気管理なども検討事項となります。

7-3. 防炎物品・防炎製品

防炎物品とは、燃えにくい製品で消防法で定められた性能をクリアしたものを指します。延焼拡大などに効果があります。カーテン、ブラインド、じゅうたんなどは防炎物品の使用が義務付けられています。性能を満たしたものには防炎ラベルが付いています。

防炎製品とは、防炎製品認定委員会の防炎性能基準に適合した寝具類や衣服類等を指します。寝具、シート、のれん、布張家具などで防炎製品の使用が消防から指導されることがあります。

7-4. 避難訓練

避難訓練は昼間を想定したものに加えて、夜間を想定したものを実施することが大切です。夜間は職員数も限られていますので、行動に優先順位を付け、それに沿って訓練を実施します。多くの施設では年に1~2回の避難訓練を実施しているようですが、毎月、想定状況を変えて訓練を行い、反省点を次の訓練に活かす施設もあります。地域住民への参加を呼び掛ける施設もあります。

地域の住民や消防団に避難訓練に参加して頂くと同時に、施設が地域の消防訓練に参加することも大切です。運営推進会議で消防署に防火管理に関する研修を依頼し、地域と防火に関する課題を共有する取り組みを行っている施設もあります。地域の消防水利(防火水槽や消火栓など)がどこにあるのかも確認ください。

7-5. そのほか

消防計画の策定などは防火管理者が行いますが、防火管理体制は職員全員で構築します。よって、策定した消防計画の内容を職員に伝えるとともに、消防設備の使い方、避難経路、火災時の連絡体制などについて情報を共有するとともに、必要に応じて目のつきやすい場所に避難マップや連絡網などを掲示することを行ってください。独自のチェックリストを作成している施設もあります。グループ全体で防火管理に関する教育研修を行ったり、所管の消防署との連携体制を積極的に構築している施設もあります。

第5章 耐震性能の確保 本章では防火対策と同様に重要な耐震対策 についてとりまとめています。

1 耐震性能の確保

適切な耐震性の確保が重要であることは、阪神・淡路大震災をはじめとする大規模地震、2005年に発覚した構造偽造問題で広く人々に認識されるようになりました。構造偽装問題が発覚する以前は、民家転用型の認知症高齢者グループホームや宅老所を整備する際、必ずしも耐震補強を行政から強く指導されるわけではありませんでした。現在、この点は様変わりしています。

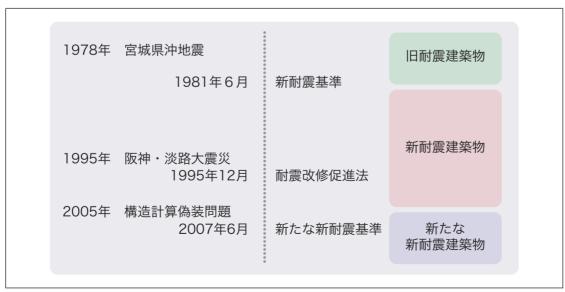
本来、施設の耐震対策は災害時の事業継続計画(Business Continuity Plan)を含めて検討することが欠かせませんが、本稿では建築に関わる部分に限定して記載します。

1-1. 新耐震基準

1978年の宮城県沖地震を受けて、耐震基準が昭和56年に強化されました。1981年5月31日以前に建築確認(確認済証の交付日)を受けた建築物を旧耐震建築物、1981年6月1日以降に建築確認を受けた建築物を新耐震建築物と呼びます(図表 5-1)。

旧耐震建築物の場合は、構造補強を行うなどして建物の耐震性を高めることが必要です。旧耐震建築物を現行法規に適合させるためには柱の鉄筋数などを増やすことが必要ですが、これを行うことは事実上不可能です。よって、これに代わる措置として耐震診断を受けて、必要な耐震補強を講じれば現行法規に適合しているとみなされます。建築物の延床面積にもよりますが、通常、現地調査・耐震診断・補強案作成には数百万円の費用がかかり、数か月の期間を要します。耐震診断を受ける際には、設計図書(構造図)・構造計算書・建築確認済証・検査済証をご用意ください。

なお、2005年11月に発覚した構造計算偽装問題を受けて、2007年6月に建築基準法が改正され、耐震性能が強化されました。これにより、これまで新耐震基準と呼んでいたものは一つ古い基準となり、増築時の法令解釈に混乱が生じました。後ほど詳細に述べますが、この混乱はほぼ解消されています。



図表 5-1 建築物の耐震性能

1-2. 耐震改修促進法

確認申請が不要な範囲で既存建物を認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護に転用する場合には、現行法規に合致させる必要は法令上ありません。しかしながら耐震性に限っては、その重要性を鑑みて耐震改修促進法が制定されています。耐震改修促進法は、1995年の阪神・淡路大震災での教訓を経て同年12月に制定されました。新耐震基準に満たない建築物に対して積極的に耐震診断をおこない、必要に応じて耐震補強を行うことが、建築物の所有者に対する努力規定として定められたのです。この法律は平成2006年に改正され、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられるとともに、指導が強化されています。老人ホームの場合は延床面積1,000㎡以上が指導対象ですので、殆どの認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護はこの対象にはなりませんが、法律の趣旨を鑑みれば必要な耐震補強は行うべきであり、議論すべきはその費用をどう手当てするかになります。国や自治体は耐震改修に関する交付金制度を設けています。例えば、介護分野における経済危機対策(平成21年度補正予算)では社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金が計上されており、これらの交付金を用いることで社会福祉施設の耐震化完了を目指す自治体もあります。

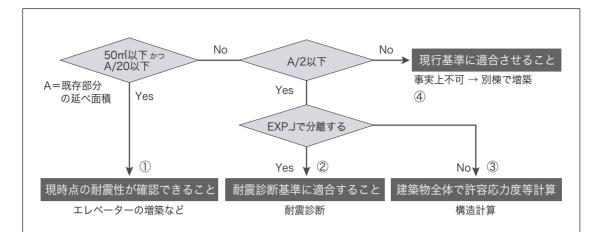
1-3. 既存建物を転用する場合の手順

建物が確認申請時に発行される確認済証、竣工後の検査を経て発行される検査済証、 この二つの書類で旧耐震建築物か新耐震建築物であるかを確認します。

病院・店舗・オフィス・共同住宅などとして使われていた建物の場合、建物の所有者が確認済証や検査済証を保管しているのが一般的です。これに対し、一般の住宅として使われていた建物の場合、確認済証や検査済証が手元にないことが多々あります。この場合は、行政に確認済であるか・検査済であるかを問い合わせ下さい。行政はこれらの情報を台帳で保管しています。ただし、建物の竣工年が極めて古い場合には、これらの台帳が役所に保管されていないことがあります。確認済証や検査済証がないと当時の建築基準法を満たしていたことを証明することができません。行政の判断にもよりますが、こういった場合は、建物の現況調査を踏まえて図面を作成し、耐震診断を詳細に行うという手順を踏むようです。

1-4. 増築時の手順

増築を伴う場合の対応策は、2007年の建築基準法改正において図表 5-2 のように整理されました。既存建物を転用する際には、民家を中心に一定の増築を行う場合が多々あるかと思いますが、その際にはこの内容に沿って対応策を講じます。



- ① 例えば既存建物にエレベーターシャフトを増築する場合などを想定したもの。 既存建物の安全性を確認するだけでよい。療養病床転換で、このケースは極め て少ないと予想される。
- ② 既存建物が耐震診断基準に適合しているか否かを判定する。耐震診断基準は耐震改修促進法の基準と同じである。適合していない場合には、耐震壁を追加するなどの耐震補強を行う。
- ③ 既存部分を含め建物全体で構造計算を行ったうえ、基準に適合した計画とする。建物全体として必要な耐力を満たしていれば、新耐震基準への完全な適合までは求められないため、増築は可能である。既存部分に耐震補強が必要となることが多い。エキスパンション・ジョイントで分離する場合は②、分離しない場合には③となるが、通常は分離する②で増築することが多い。
- ④ 既存建物についても現行の耐震基準への完全な適合が求められる。これを満たすには柱の鉄筋数まで変更せねばならず、増築は事実上不可能である。よって、既存部分の延べ床面積 1/2以上の整備を行いたい場合には、増築ではなく別棟とすることとなる。

図表 5-2 増築部分の規模等に応じて既存部分に適用される耐震基準

①~④の順で厳しい内容となっています。既存建物に増築可能なのは①~③の場合です。かつては④のように既存部分の延床面積の1/2を超える場合でもエキスパンション・ジョイントで接合すれば増築が可能でしたが、2007年の建築基準法改正でこれは事実上不可能となりました。別棟整備が必要です。また③の場合、基礎部分の補強は告示566号で規定されています。

構造計算偽装問題を受けて、2007年6月に建築基準法が改正され、耐震性能が強化されました。これにより、これまで新耐震基準と呼んでいたものは一つ古い基準となり、増築時の法令解釈に混乱が生じました。1981年以降の新耐震基準の建築物が旧基準建築物となり、これらも増築時には構造補強が必要となるのではないかとの議論が起こりましたが、これについては、2008年4月に、全体計画認定を用いることで従来と同様の措置で構わないとの解釈が通知されました(法 20条、法 86条 2、令 137条 2)。

第6章

事例紹介

本章では、防火対策ならびに耐震対策を講じた良質な事例を紹介しています。防火対策については防火管理体制とスプリンクラー設置を中心に記載し、耐震対策については建物の耐震性確保について記載しています。

えにし

認知症高齢者グループホーム

避難経路確保タイプ・スプリンクラー設置予定(23年度)



2階リビングからテラスに出られる (誘導灯のある掃き出し窓経由)

特徴

新築2階建て2ユニットのグループホーム。1、2階とも居室からの二方向避難が 可能である。特に2階では避難バルコニーが建物外周をまわり、避難階段および一時 待避可能なテラスにつながっている。これにより、火災時の避難経路の確保が十分な されている。なお、スプリンクラー設備については避難経路確保タイプの緩和特例に 該当する可能性もあるが、自主的判断により平成23年度末までにスプリンクラー設 備を設置予定である。

概要

法 人 名: 社会福祉法人 桜井の里福祉会

事業内容:認知症高齢者グループホーム

(18名: 9名×2ユニット)

所 在 地:新潟県燕市 開設年月:2008年4月

新築/改修:新築

耐震性能:新耐震基準

延床面積:523 m

消防法区分:施行令 別表第一 6項 (口)

SP 設置状況: 設置予定

夜勤体制: 2名



外観



火災時の避難経路確保と日常の安全の両立

- 1、2階の居室とも9室中7室は掃き出し窓により、二方向避難経路を確保している。残りの2室(各階とも)のみ出窓であるが、階段とバルコニーへの二方向避難経路を確保した。2階バルコニーは建物外周を回っており、外部階段に直結している。
- 上階ユニットには身体的介護度が軽い方が入居しており、足が悪い方は下階ユニットに居住している。
- 居室から掃き出し窓により外部に避難できるということは、裏を返せば、日常生活における転落事故防止などの安全管理に努めなければならないことを意味する。当施設では入居者の人権に配慮して居室窓に施錠をしていない。そこで転落事故防止のためにケアの質の向上を図るとともに、バルコニー手すり高さを1,300mmとした(東京都の場合、消防隊の避難誘導活動も考慮して、手すり高さを1,100mm以上1,200mm以下としなければならない)。また1階の掃き出し窓についても、コンクリートたたきからの高さが400mmと段差があるため、足台を設置して踏み外し事故防止策をとった。



- 当法人は特別養護老人ホームなどを他にも有しており、そこでの防火管理に関する知識を当グループホームでも活用している。
- 避難訓練は月1回のペースで、入居者にも参加してもらい、夜間想定で行っている。訓練では初期消火を行った後、自動火災報知器を押し、夜勤者が各居室から入居者を誘導する。2階テラスなどで一時待避し、7~8分で避難完了する。上下階ユニットの夜勤者が合わせて2名いることから、今後は1名が初期消火活動、もう1名が避難誘導活動に従事する体制の構築を検討している。
- 喫煙管理については、全館禁煙しておらず、喫煙場所を指定している(2階テラス)。現時点において入居者の中に喫煙者はいない(職員のみ)。喫煙者の喫煙は個別対応で喫煙ルールを約束し、ルールを守らなければ禁止する。なお、仏壇で線香を焚く場合には、マッチを施設側で管理するとともに職員が火の管理を行っている。
- 調理はすべて施設内で作っており、入居者もガス調理器を使用している。火の元の管理としては、夕食の後片付け後、毎日確認して書類に記載している。
- こたつぶとんも防炎製品とするよう消防指導があった。





1・2階平面図

建築概要

工 期:2007年8月~2008年2月

設 計:㈱堤建築設計事務所

施 工:氏田・丸いJV

敷地面積: 883 ㎡ 建築面積: 333 ㎡ 延床面積: 523 ㎡ 構 造: 木造 階 数: 地上2階

建築基準法上用途:児童福祉施設等

建物の所有形態:所有 土地の所有形態:所有

防火管理体制概要

1/300

夜勤体制: 2名(各ユニット1名)

防火管理者:選定している 消防計画:策定している 避難訓練:実施している 昼間想定:1年に0回

夜間想定:1年に12回(昼間に実施)

地域住民の参加:あり

地域の消防訓練への参加:なし

消防法区分(施行令別表第一): 6項(口)

消火器 : 設置 自動火災報知設備: 設置 澌騰網^攝輔する火災報知識備: 設置

消防水利 : 敷地外 約30m スプリンクラー : 設置予定 (23 年度)

やたの

認知症高齢者グループホーム

避難経路確保タイプ・湿式スプリンクラー設置



リビング天井部分に取り付けられたスプリンクラーヘッド

特徴

新築平屋建て2ユニットのグループホーム。全居室の掃出し窓から直接外部に避難 可能である。しかし、消防指導ならびにスプリンクラー設置に対する交付金制度の創 設に伴い、水道直結式スプリンクラー (湿式)を設置した。防火管理体制の構築に力 を入れており、近隣の同一グループ系列施設および近隣住民との連携体制が確立して いる。また内容の吟味された避難訓練を年2回行っている。

概要

法 人 名:社会福祉法人 共友会

事業内容:認知症高齢者グループホーム

(18名:9名×2ユニット)

所 在 地:石川県小松市 開設年月:2005年7月

新築/改修:新築

耐震性能:新耐震基準

延床面積:516 m

消防法区分:施行令 別表第一 6項 (口)

SP 設置状況: 設置済(水道直結式)

夜勤体制: 2名



- グループ内で複数の特別養護老人ホームや認知症グループホームを運営しており、 防火管理体制の充実に努めている。そこでの知識を生かして当施設での防火管理体 制を構築している。
- 近隣の同一グループ系列施設との連絡網が確立している。火災時の連絡網はホーム内スタッフとグループ系列施設の2系統ある。前者はホーム長から各ユニットリーダー→各スタッフへと連絡がまわる。後者はホーム長から理事長や近隣の精神障害者福祉工場長→グループ各施設へと連絡がまわる。
- 火災発生時には通報後、約3分で消防が到着する予定である。建物は住宅街にあるので、比較的地域の人々の協力が得られやすく、消防訓練などに参加してもらっている。火災発生時、地域住民には外部に避難した利用者のサポートを期待している。
- 避難訓練は年2回、毎回内容が異なるものを行っている。例えば、地域住民も参加した初期消火、通報および避難訓練、消火器の取扱い訓練、非常用放送設備の取扱い訓練等である(非常用放送設備の設置義務はないが自主設置した)。さらに、より実践的な訓練を目的として、事前打ち合わせなしの夜間想定・出火場所不明の訓練を行った。ここでは初期消火、避難誘導にうつるタイミング、消防通報、夜間スタッフ2名の連携体制、地域協力住民への連絡、利用者の避難誘導の方法がポイントとされた。訓練後に消防から実践的アドバイスをもらい、それに基づいて次回訓練を計画している。例えば、グループホーム平面図上において様々な出火場所を想定したシミュレーション訓練を行った。
- 2ヶ月に1回開催される施設運営推進会議において防火管理をテーマに消防に協力してもらっている。



スプリンクラー設置に関して

経 緯:消防法改正(2009年4月)に伴い設置

種 類:水道直結式/加圧ポンプなし/湿式

設置費用: 4,651,500 円 (内交付金 4,644,000 円) ㎡単価 9,014 円

施工期間: 2009年4月13日~5月13日

- スプリンクラーは、当初、乾式工法で計画していたが、水圧不足のため加圧ポンプが必要となった(この地域の水圧の問題もあるが、この建物自体が入り組んだ建物であり、配管がきわめて長くなり、水圧が確保できないため。複数系統にする場合には同一水道管からの分岐ではなく、別の水道管から取込む必要があったが、水道管は当施設で1カ所のみであった。このため加圧ポンプが必要となった)。しかし、ポンプコストが約100万円であることと、計画当時、認定ポンプがでていなかったため、消防及び水道局より湿式工法を提示された。その結果、水道管との接続箇所に逆流防止弁を取り付け、配管末端をトイレ給排水に接続した。湿式のメリットは停電時にも作動することである。
- 設置工事に関しては、天井懐が大きく、作業員が点検口から入り天井懐内で作業可能であったため、入居者の待避などは最低限で済んだ。点検口がある建物なので、事前に確認して工程計画をたてることができた(点検口がないと実際に施工しながら状態を確認していかなければならないため事前の工程が組みにくい)。入居者の生活を優先したため、施工期間は約1ヶ月となった。
- 小屋裏まで貫通している防火上主要な間仕切りが多いため若干苦労した。配管は ライニング管ですべて行った(防火上主要な間仕切りを貫通できる)。





1 階平面図 1/300

建築概要

工 期:2009年3月~2009年3月

設計:未来建築設計施工:藤井空調工業(株)

敷地面積: 1,040 ㎡ 建築面積: 538 ㎡ 延床面積: 516 ㎡

構 造:木造

階 数:地上1階

建築基準法上用途:児童福祉施設等

建物の所有形態:所有 土地の所有形態:賃貸

防火管理体制概要

夜勤体制: 2名(各ユニット1名)

防火管理者:選定している 消防計画:策定している 避難訓練:実施している 昼間想定:1年に1回

夜間想定:1年に1回(昼間に実施)

地域住民の参加:あり

地域の消防訓練への参加:あり

消防法区分(施行令別表第一): 6項(口)

消火器 : 設置 自動火災報知設備: 設置 澌騰Mへ通報する火災報知識: 設置 非常用放送設備 : 自主設置

消防水利 : 敷地外 約 100m スプリンクラー : 設置済み (水道直結式)

まどい

認知症高齢者グループホーム

民家転用・スプリンクラー設置(設置義務なし)



見やすい玄関に避難経路図を掲示



消火器と近隣に協力を求めるための 拡声器を玄関に常備



居間壁の火災報知器で出火場所確認 天井に SP ヘッドと火災感知器

特徴

民家転用型の2階建て1ユニットのグループホーム。グループホーム部分の延床面 積は275 ㎡未満であるが、併設のケアホームとの合計の延床面積が391.77 ㎡となる 民家転用型の複合施設の事例。市と消防担当部局との協議により、グループホーム部 分のスプリンクラー整備が補助対象とされ、同設置工事が完了している。防火管理体 制としては近隣の同一法人系列の施設との連絡網が確立している。

概要

法 人 名:社会福祉法人 長久会

事業内容:認知症高齢者グループホーム

(9名×1ユニット)

所 在 地:石川県加賀市 開設年月:2000年5月

新築/改修:改修

耐震性能:不明(建設年不明のため)

延床面積: 266 m

消防法区分:施行令 別表第一 6項 (口)

SP 設置状況: 設置済(水道直結式)

夜勤体制:1名



外観 右:まどい 左:併設の障害者施設



- 日中及び夜間の火災時対応マニュアルを作成し火災時に適切な対応がとれるよう にしている。日中の火災対応手順は以下の通り。
 - ①火災発生→非常ベル、職員居間に集合
 - ②出火場所の確認 (責任者)
 - ③現場確認→消防通報と初期消火の指示
 - ④消防通報及び関係事業所(近隣の同一法人系列の老健(約500m離れたところにあり、約5分で到着)、病院、隣の障害者施設)に応援要請、緊急連絡網にて全職員に応援要請
 - ⑤初期消火(消火器)
 - ⑥入居者に情報伝達
 - (7)全職員にて避難誘導(右に避難経路図)→近隣の一時避難場所に誘導
 - ⑧消防隊への情報提供(入所者、職員の人員、逃げ遅れ者、けが人の有無の確認と報告)その後、2次避難場所(近隣の老健)に誘導。

なお、夜間時には夜勤者が①~⑥を一人で担い、⑦は参集職員にて対応する。

- 火災避難訓練の際に近隣に大声で助けを求めたが、近隣住民には聞こえていなかった。そのため拡声器を購入して玄関部分に常備し、緊急時に利用できるように対応した。
- 毎月1回、下図の点検表を用いて消防用設備等(消火器、スプリンクラー設備、 自動火災報知設備、誘導灯など)の自主点検を行っている。



スプリンクラー設置に関して

経 緯:消防法改正(2009年4月)に伴い設置

種 類:水道直結式/加圧ポンプなし/乾式

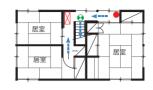
設置費用: 2,404,500 円 (内交付金 2,394,000 円) ㎡単価 9,027 円

施工期間:2009年3月6日~3月31日

- グループホーム部分の延床面積は 266.38 ㎡で、単独ではスプリンクラー等整備事業の補助対象基準の 275 ㎡を下回る。しかし、併設のケアホーム(125.39 ㎡)との合計の延床面積が 391.77 ㎡となるため、加賀市と消防担当部局との協議により、グループホーム部分のスプリンクラー整備のみが補助対象とされた。
- スプリンクラー配管はグループホームとケアホームで各々1系統に分けた。電動 弁はグループホームは洗濯室、ケアホームは台所にあり、ここで2系統に分かれる。
- 民家改修型施設では天井懐に余裕がないケースがままある。この場合、スプリンクラーの配管が露出したり、配管工事作業に手間がかかる。しかし、本建物の場合、天井懐に作業員が入って作業するのに十分なスペースがあったため、比較的スムーズに作業が進んだ。
- スプリンクラー設置工事は午前9時から午後5時までの時間で行われた。その間、 入居者は居間で過ごした。居間や隣接する台所の工事も短期間で終わったので、特 に問題は起きなかった。時折、天井内で作業音がしたが、工事中である旨を説明す ることによって入居者の理解を得られた。職員に対しては工事に関する十分な事前 説明があったため、工事内容が予めよく理解できた点はよかった。
- 工事期間中の課題として、廊下に作業用の物品が置かれて通行できないこともあった。しかし、工事期間が短かったので大きな負担とはならなかった。







2階平面図



1・2階平面図

1/300

建築概要

工 期:2009年3月~2009年3月

設 計:未来建築設計

施 工:㈱治山社 敷地面積:858 ㎡ 建築面積:244 ㎡ 延床面積:391 ㎡

避難口

構 造:木造

階 数:地上2階

建築基準法上用途: 住宅 建物の所有形態: 所有

土地の所有形態:無償賃借

防火管理体制概要

夜勤体制:1名

防火管理者:選定している 消防計画:策定している 避難訓練:実施している 昼間想定:1年に1回

夜間想定: 1年に1回(昼間に実施)

地域住民の参加:あり

地域の消防訓練への参加:なし

消防法区分(施行令別表第一): 6項(口)

消火器 : 設置 自動火災報知設備: 設置 澌騰網ヘञ्जबर る火災報知設備: 設置

消防水利 : 敷地外 約 15m スプリンクラー : 設置済み (水道直結式)

大畑の家

サテライト型特別養護老人ホーム + 小規模多機能型居宅介護

緩和特例適用 (避難経路確保タイプ) のため SP 設置義務免除



サテライト型特別養護老人ホームでは居室玄関から直接外部に避難可能のため、スプリンクラー設置義務免除

特徴

新築型の平屋建ての小規模多機能型居宅介護。同一建物内にサテライト型特養が併 設されている(合計の延床面積698.28 ㎡)ため、消防法別表第一16項(イ)の複 合用途に該当する。平屋建てで全ての居室から直接外部に避難できるため、消防予第 231号の特例に該当し、スプリンクラー設置義務が免除となった。

概要

法 人 名:社会福祉法人 惠仁福祉協会 事業内容:小規模多機能型居宅介護

(定員:18名、通い:9名、泊まり:3名)

サテライト型特養(定員12名)

所 在 地:長野県上田市 開設年月: 2005年12月

新築/改修:新築

耐震性能:新耐震基準

延床面積:143 ㎡ (小規模多機能型居宅介護のみ)

(サテライト型特養との合計延床面積:698 m²)

消防法区分:小規模多機能型居宅介護

:施行令 別表第一(6)項ハ

サテライト型特養

:施行令 別表第一(6)項口

両者の複合用途

:施行令 別表第一(16)項イ

SP設置状況:未設置

夜勤体制:小規模多機能型居宅介護:1名

サテライト型特養 :1名



外観



スプリンクラー設置義務免除について

- 同一建物内にサテライト型特養(消防法施行令 別表第一 6項ロ)が併設されており、小規模多機能型居宅介護との合計の延床面積が698.28 ㎡となる。従って、本来ならば、延床面積が275 ㎡を超えるため、スプリンクラーの設置が必要となる。しかし、建物が平屋であり、サテライト特養では全ての居室の専用玄関から、小規模多機能型居宅介護でも掃き出し窓から直接外部に避難可能である。従って、消防予第231号の特例に該当し、スプリンクラー設備設置義務が免除された。
- 併設機能としてサテライト型特養があるため、木造の準耐火構造となっている。
- 土地および建物は地主の所有であり、事業主がこれらを借り受けている。これは 構造改革特別区域の許可による規制緩和によって実現している。
- 平屋建で準耐火構造のため、火気使用室以外は原則は内装制限がない(建築基準法第35条の2、同施行令128条の4)。しかし、具体的にはオープンキッチンにてガスオーブンを使用しているため、キッチンにつながる廊下も一体の火気使用室として扱い、廊下の壁および天井を準不燃材料とした。



- 当施設を運営する法人がグループとして特別養護老人ホームや認知症グループホームをはじめとする施設を多数保有しており、防火管理体制が確立されている。当施設では、サテライト型特養と小規模多機能型居宅介護をあわせた建物全体で防火管理体制を組んでおり、避難訓練も合同で行っている。
- 当施設の消防計画書における自衛消防隊の編成と活動内容は以下の通り。
- 1. 通報、連絡係

火災報知器等により火災を覚知した場合、通報連絡順位、活動要領は次による。 ①消防署、非常系統にて召集する。②必要事項について消防機関に対して第二報、 第三報を行うとともに到着した消防隊の誘導、火災の状況報告を行う。

2. 避難誘導係

①火災を発見した場合、周囲の職員に周知する。②入居者に対し、無用な不安を抱かせない様、混乱の防止に努める。③火災発生場所より、避難方向、経路等を的確に判断し、入居者に指示を出す。④消防隊が現場に到着した場合は、未避難者の状況等を明確に報告する。⑤全員避難を確認した場合は統括責任者に報告する。

3. 消火係

①火災を覚知した場合は、直ちに出火場所に急行し、初期消火活動に全力をあげる。 ②消防隊が到着した場合は、消防隊に引き継ぎ、消火活動に必要な情報の提供に努 める。

4. 防護・安全係

①ガス供給停止等の措置を行う。②扉等の開閉は避難者の有無を確認してから行う。

5. 指揮係

①隊長の補佐。②係への命令の伝達並びに情報の収集。③消防隊への情報の提供、 火災発生現場への誘導。④その他災害指揮制上必要なこと

6. 救護係

①応急救護場所の設置。②負傷者の応急手当。③消防救急隊との連携及び協力。④ 入居者の避難確認、逃げ遅れた人の救助

7. 搬出係

①入居者の搬出記録。②指定の物品等の搬出

なお、夜間における自衛消防活動は、当直者が利用者の人命安全を最優先した活動 を行う。



サテライト型特別養護老人ホーム(12名)



建築概要

工 期:2005年5月~10月

設 計: (有)良建築設計事務所

施 エ: 侑アジオ 敷地面積: 2,439 ㎡ 建築面積: 749 ㎡ 延床面積: 698 ㎡

(サテライト型特養+小規模多機能型居宅介護)

構 造:木造(準耐火建築物)

階 数:地上1階

建築基準法上用途:児童福祉施設等

建物の所有形態:賃貸 土地の所有形態:賃貸

防火管理体制概要

夜勤体制:小規模多機能型居宅介護:1名

サテライト型特養 :1名

防火管理者:選定している 消防計画:策定している 避難訓練:実施している 昼間想定:1年に1回

夜間想定: 1年に1回(昼間に実施)

地域住民の参加:あり

地域の消防訓練への参加:あり

消防法区分(施行令別表第一): 6項(イ)

消火器 : 設置 自動火災報知設備: 設置 澌騰關ヘ蟲╅する火災報知設備: 設置

消防水利 : 敷地外 約 30m スプリンクラー : 設置義務免除

だいたい村

認知症高齢者グループホーム + ユニット型小規模特別養護老人ホーム

併設施設との一体型整備による一般型スプリンクラーの設置





リビングの様子:民家の古材を活用し、耐震性を確保しながら新築型としてよみがえらせた事例

特徴

それぞれ別敷地にあった2つのグループホームが、耐震診断の結果、建て直しが妥当との判断に至ったため、2ユニットのグループホームとして移転・統合し、小規模特養を併設して開設。GH、小規模特養はそれぞれ別棟だが、中庭を囲む形で一体的に整備されている。別々にあった2つの古民家の部材を活用し、柱組はほぼ再現する形で間仕切りや廊下を加えて設計。併設の小規模特養は1,000㎡超でスプリンクラー設置義務があったため、GHでも設備を兼用し当初より一般式SPを設置。

概要

法 人 名:社会福祉法人 愛知たいようの杜 事業内容:認知症高齢者グループホーム

(18名:9名×2ユニット)

小規模特養

(定員 39 名ショート含む)

所 在 地:愛知県愛知郡長久手町

開設年月:2009年5月

新築/改修:新築

耐震性能:新耐震基準

延床面積: 498 m

消防法区分:施行令 別表第一 6項(ロ)

SP 設置状況: 設置済

夜勤体制:1名(グループホーム)

併設施設に夜勤2名+宿直1名



グループホーム外観と中庭



- 併設施設を含めて全体で防火管理者(甲種)を1名選定している。消防計画も同様に全体で策定している。火元管理者はGH、小規模特養それぞれで設ける。
- 一斉に情報を共有できるシステムがないため、分棟で建てられている各施設間 (GH 2ユニット、小規模特養 3 ユニット、ショートステイ) それぞれにおける連 絡体制の構築に課題がある。
- 地域との関係においては、開設してから間もないことから、まずはしっかりと自施設における消防体制を確立してから地域との関係を構築することを考えている。地区の消防訓練に積極的に参加しながら、地域との関係づくりを行ったのちに、地域の人々に施設の消防訓練に参加していただくことを考えている。
- 入居前に仮入居期間を5日間とっている。仮入居の際に持ち込み家具や物品に関する案内をし、カーテン等は防炎物品で各自持ち込みしていただくことをお願いしている。
- 併設施設も含めて、喫煙場所は1カ所に限定(グループホームの縁側部分)。スタッフもよく来て喫煙しており、入居者-スタッフ間、施設-地域間、またスタッフ同士の一種のコミュニケーションの場として機能している。



建物およびスプリンクラー設置に関して

- 古民家の部材を活用した GH だが建築基準法上の扱いは新築。500 ㎡未満のため構造計算適合性判定が不要で壁量計算だけで済む。
- 併設の小規模特養は 1,000 ㎡超なので一般型スプリンクラー設置の義務あり。 必要十分な設備、能力があるため、それを併設の GH でも兼用するという考え方の もと当初より設置。
- 別敷地・別棟となる GH と小規模特養で送水口を兼用することは法律上認められていないため、2つの送水口が必要となる。1つは敷地内、1つは隣接道路との境界壁に設ける。
- スプリンクラー設置費用のうち全体で共有する貯水槽と加圧送水装置は小規模特 養側が負担しており、GH側はGH内に設置するスプリンクラーヘッドと配管の み負担している
- スプリンクラーの貯水槽は20トン程度のものを地下に設置している。





建築概要

工 期:2008年10月~2009年6月

設 計:大久手計画工房 大井幸次

施 工:(株)河本木材店(GH)

矢野建設(株) (特養)

敷地面積:1,009 m² (GH)、1,899 m² (特養)

建築面積: 480 m (GH)、 907 m (特養)

延床面積: 498 m² (GH)、1,648 m² (特養)

構 造:木造(GH)

鉄筋コンクリート造(特養)

階 数:地上2階

建築基準法上用途:寄宿舎 (GH)

児童福祉施設等 (特養)

建物の所有形態:所有 土地の所有形態:賃貸

防火管理体制概要

夜勤体制: 1名 (GH)

併設施設に夜勤2名+宿直1名

防火管理者:選定している(施設全体で1名)

消防計画:策定している(施設全体) 避難訓練:実施予定(マニュアル作成中)

昼間想定: 1年に1回(予定)

夜間想定:1年に1回(予定)

地域住民の参加:現時点ではなし

地域の消防訓練への参加:参加(予定)

消防法区分(施行令 別表第一): 6項(口)

別敷地・別棟による構成により複合用途に該当せず

消火器 : 設置

自動火災報知設備:設置(通常タイプ)

消防機関へ通報する火災報知設備: あり

スプリンクラー : 設置済み (一般式)

余香庵

民家転用型・耐震補強済



耐震補強工事により新たに付け加えられた柱と梁(時計がかかっているのが柱)

特徴

民家転用型の2階建ての小規模多機能型居宅介護。但し、小規模多機能型居宅介護 として使用しているのは1階のみである。従前の建物は1977年竣工で旧耐震基準で あったが、今回転用に伴い、大幅な構造補強工事を行って新耐震基準に適合させた。

概要

法 人 名: 有限会社 プラス

事業内容:小規模多機能型居宅介護

(定員25名、通い:15名、泊まり:5名)

所 在 地:福岡県古賀市 開設年月:2008年12月

新築/改修:改修

耐震性能:新耐震基準

延床面積: 128 m

消防法区分:施行令 別表第一 6項(ハ)

SP 設置状況: 未設置 夜勤体制: 1名



外観



民家転用の耐震補強

- 1977年竣工の旧耐震建物。民家改修で小規模多機能型居宅介護事業に取り組みたいと考えた法人がふさわしい建物を探していたところ、この建物が売りに出ていたので購入した。構造偽装による2007年6月の建築基準法改正後であったため、建築指導課から耐震補強に関する多くの指導がなされた。土地・建物を2,780万円(内建物価額1,000万円)で購入し、改修に2,250万円(うち施設整備交付金1,500万円)かけた。
- 既存建物は、建築確認申請は行っていたが検査済証は発行されていなかった(既存建物の設計・施工者は今回改修の設計・施工者とは別であった)。従って、自治体からは、建築確認申請に基づいて施工されたと判断はするが、天井や床をはがして検査で確認するよう指導された。そして全図面を作成しなおし、新耐震基準に適合するよう構造補強工事を行った。また住宅から児童福祉施設等へ用途変更した。
- 児童福祉施設等に用途変更したため、建築基準法施行令第114条が適用され、居室を3室以下かつ100㎡以下に区画する壁と避難経路を区画する壁を防火上主要な間仕切り壁とした。真壁では防火上主要な間仕切り壁とはならないため、大壁で対応した。
- その他に福岡県福祉のまちづくり条例に沿って整備するよう指導があった(敷地 入口にテープ、スロープ、勝手口を正式な玄関扱いとし点字ブロック設置等)。



安全と防災に関して

- 医療法人および社会福祉法人からなるグループにおいて、認知症グループホーム、ケアハウスなどを保有しているため、消防法に基づいた様々な防火管理体制を構築している。そこでのノウハウを当施設での防火管理体制にも生かしている。
- 小規模多機能型居宅介護は1階のみを使用している。2階は住宅用途として申請し、小規模多機能型居宅介護としては使用していない。なお、現時点では2階は住宅としても利用していない。
- 夜勤1名+宿直1名(市内に居住するスタッフの場合はオンコールで自宅待機可) であり、建物内は1人夜勤であるが、1階の開口部のいくつかは掃き出し窓のため、 直接外部や庭に避難可能である。
- 消火器、避難口誘導灯は設置済みである。自動火災報知設備の設置義務はないが、 自治体から住宅用火災警報器を設置するよう指導されたため、設置した。火災警報 機は宿泊室につけているが、それ以外は必要に応じてあとからつける予定である。



• 事例紹介: 余香庵





2階平面図

凡例

消火器 誘導灯·誘導標識

消防機関通報装置 火災警報機

避難経路

おいまり



1・2階平面図

1/300

建築概要

工 期:2008年8月~2008年11月

設 計:(株)地域総合設計

工:松井建設㈱

敷地面積:380 m² 建築面積:132 m² 延床面積: 200 m² 造:木造

数:地上2階 階

建築基準法上用途: 1階; 児童福祉施設等

2階;住宅

建物の所有形態:所有 土地の所有形態:所有

その他特記事項:2階建の1階部分を小

規模多機能として利用

防火管理体制概要

夜勤体制:1名

防火管理者:選定している 消防計画:策定している 避難訓練:実施している 昼間想定:1年に2回

夜間想定: 1年に1回(昼間に実施)

地域住民の参加:なし

地域の消防訓練への参加:あり

消防法区分(施行令別表第一): 6項(ハ)

消火器 :設置

自動火災報知設備:未設置(住宅用火災

警報機を設置)

消防機関へ通報する火災報知設備: 未設置

: 敷地外 約 100m 消防水利

スプリンクラー : 未設置

参考文献

- ・グループホームの防火対策 Q&A 2009年1月 日本グループホーム学会
- ・小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書 2009年2月 消防庁
- ・認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策 2008 年 財団法人日 本防火研究普及協会

小規模高齢者施設における防火対策・耐震対策に関する研究委員会

委員長 井上由起子 (国立保健医療科学院 施設科学部 施設環境評価室長)

委員 石井 敏 (東北工業大学 工学部建築学科 准教授)

井出 良三 (良建築設計事務所 代表取締役) 岩尾 頁 (社会福祉法人鶴寿会 専務理事)

川原 秀夫 (特定非営利活動法人コレクティブ 理事長)

菅野 正広 (かん一級建築士事務所 取締役)

佐々木 勝則 (社会福祉法人桜井の里福祉会 理事・法人事務局長) 西野 達也 (金沢大学 理工研究域環境デザイン学系 助教)

<敬称略>

小規模高齢者施設における防火対策と耐震対策 〜認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護〜 (平成 21 年度老人保健事業推進費等国庫補助事業)

平成 22 (2010) 年 3 月 31 日発行

社団法人 日本医療福祉建築協会 〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 TEL (03)3453-9904 FAX (03)3453-7573 http://www.jiha.jp 禁無断転載

レイアウト 三浦雅博アトリエ